

## 第4章

---

医療薬務課

事業概要



## 第1節 保健医療計画

### 1 経緯

- 医療計画は、昭和60年の医療法の一部改正により、都道府県に策定が義務づけられ、以後、数次の医療法改正により、医療計画制度の見直しが行われてきた。
- 本県では、昭和62年12月に「青森県保健医療計画」を策定し、その後、必要に応じ計画の見直しを行ってきた。

#### (主な見直し)

- 平成20年7月 4疾病5事業に係る医療連携体制の構築に重点。数値目標の設定、本県が独自に取り組んできた包括ケアの推進、医師確保対策等を位置付け。
- 平成25年4月 4疾病5事業に加え、精神疾患及び在宅医療についても医療連携体制を定めたほか、課題解決のための数値目標を定め、目標達成のために必要な施策を掲載。

### 2 青森県保健医療計画（平成25年4月）の概要

#### 計画の期間

平成25年度を初年度とし、平成29年度までの5年間とし、保健・医療を取り巻く環境や社会経済情勢の変化に対応して、必要に応じた見直しを行う。

#### 計画の位置付け

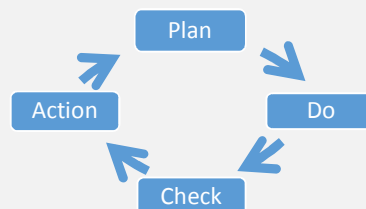
- (1) 本県の保健医療に関する基本計画
- (2) 各主体が役割に応じて取組を進めるための基本指針

#### 計画の基本方針

- (1) 地域における機能分担と連携の推進
- (2) 包括ケアによる保健・医療・福祉の連携の推進
- (3) 5疾病、5事業及び在宅医療に係る医療連携体制の構築と保健医療対策の推進
- (4) 全国との健康格差が縮小され、すべての県民が希望と生きがいをもち、健康で幸せに暮らす社会の実現
- (5) 保健・医療・福祉に関する情報提供・情報共有体制の構築
- (6) 医療安全、健康危機対策の推進
- (7) 医療従事者の確保

#### 計画の推進

- (1) 保健医療計画の周知
- (2) 関係者の役割  
計画の基本的な方向や施策について、県のほか、県民、保健・医療機関、関係団体、市町村等がそれぞれの役割を認識し、相互に連携を図りつつ、主体的に取組を進める。
- (3) 評価及び見直し  
青森県医療審議会をはじめとする各協議組織において、関係機関相互の連携を図り、具体的な推進方策や課題への対応について検討。  
また、各分野・事業ごとに数値目標又は達成目標を設定し、毎年度進行管理を行うとともに、少なくとも5年ごとに調査・分析及び評価を行う。
- (4) 計画推進の手法  
PDCAサイクルの手法をとって進める。



### 3 医療介護総合確保推進法について

○高齢化の進展に伴い、慢性的な疾病や複数の疾病を抱える患者の増加が見込まれる中、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を見据え、急性期の医療から在宅医療、介護までの一連のサービスを地域において総合的に確保するため、平成26年6月に「地域医療における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）」が成立した。

都道府県は、医療計画の一部として、「地域医療構想」を策定

#### 地域医療構想

○地域の医療需要の将来推計や医療機関から報告された情報等を活用し、二次医療圏等ごとに、各医療機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）の必要量（2025年）等を含む地域の医療提供体制の将来の目指すべき姿を示す

<地域医療構想の内容>

- 2025年の医療需要
- 2025年に目指すべき医療提供体制  
二次医療圏等ごとの医療機能別必要量
- 目指すべき医療提供体制を実現するための施策

各医療機関からの  
病床機能報告

データ活用

地域の関係者等からの  
意見聴取・反映

#### 【地域医療構想策定後の取組】

毎年度の病床機能報告制度による集計数

地域医療構想の必要病床数

比較

医療機関の自主的な取組

地域医療構想調整会議（協議の場）を活用した医療機関相互の協議

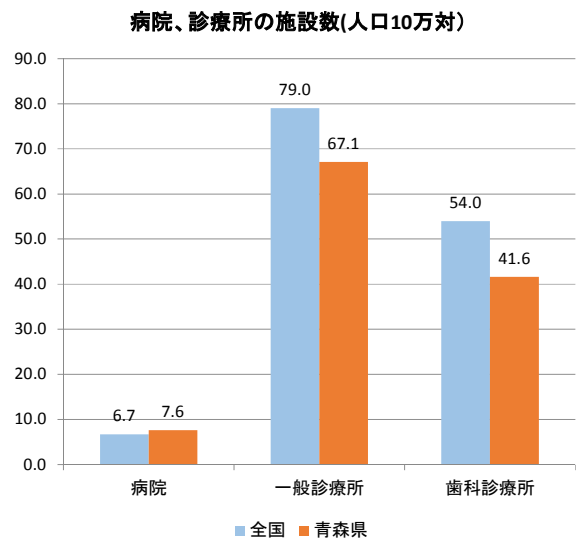
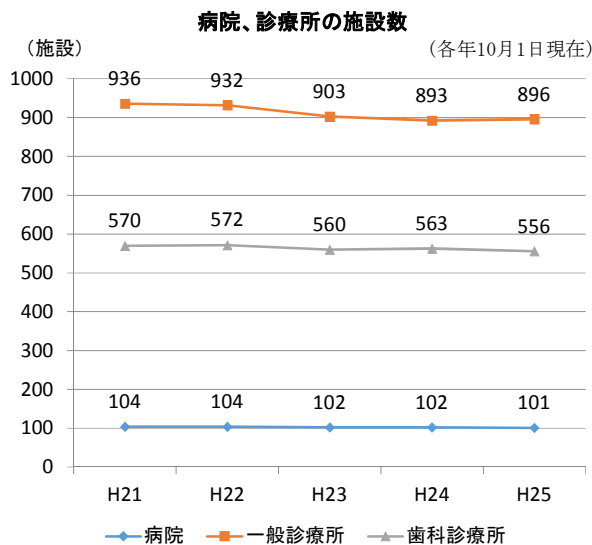
地域医療介護総合確保基金の活用

※県は、毎年度、事業計画を策定し、基金を活用して、医療及び介護の総合的な確保のための事業を実施

## 第2節 医療機関等の設置状況等

### 1 病院及び診療所の状況

- 本県における医療施設は減少傾向にあり、病院は、平成23年度が2病院廃止（有床診療所として継承、統合移転）、平成25年度が1病院廃止（無床診療所として継承）されている。
- 人口10万対当たりで全国平均と比較すると、診療所では低い状況にある。

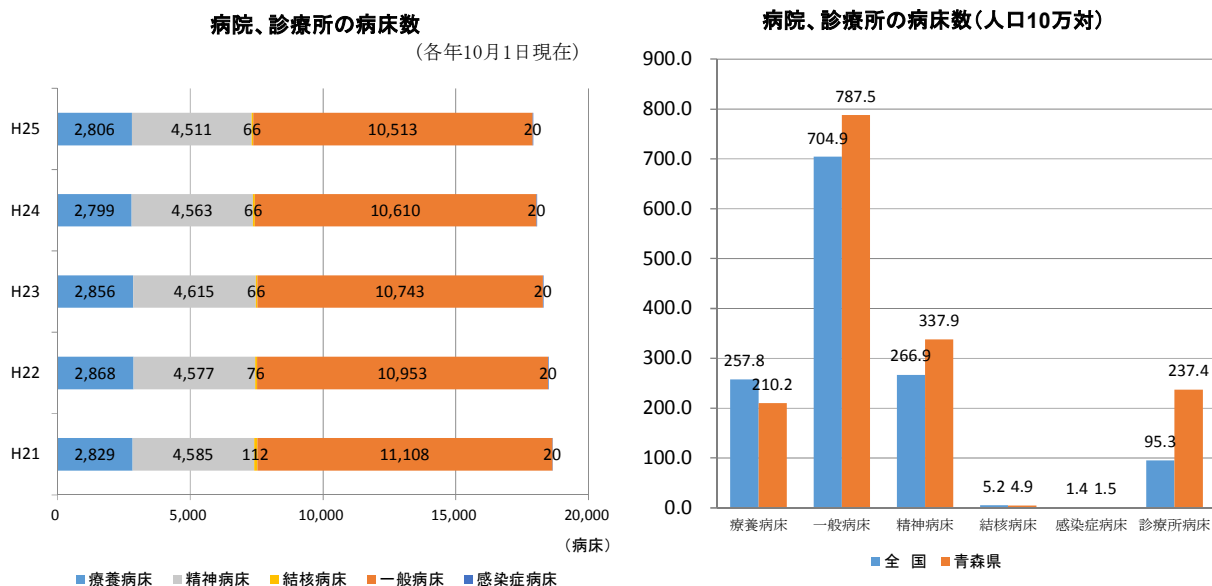


資料「医療施設調査」(厚生労働省)

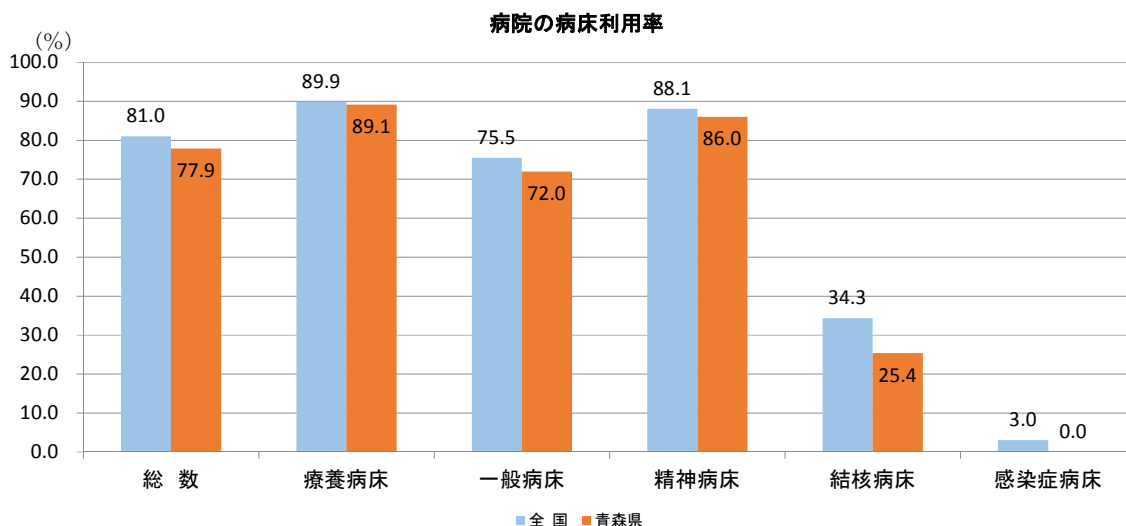


## 2 病床状況

- 本県における全体病床数は減少傾向にあり、特に病院の一般病床は毎年度において減少している。
- 人口10万対当たりで全国平均と比較すると、特に病院の一般病床及び精神病床において高いが、病院における病床利用率は低い状況にある。



資料「医療施設調査」(厚生労働省)



資料「病院報告」(厚生労働省)

注)「-」は病床があるが、計上する数値がない場合

### 第3節 医師等の従事状況

- 本県における医療施設に従事する医師及び歯科医師の数は、平成24年末現在で医師が2,491人、歯科医師が756人となっている。
- 人口10万対当たりで全国平均と比較すると、医師、歯科医師とも低い充足状況にある。

#### 1 医師、歯科医師数の推移

- 医療施設に従事する医師数は、平成2年には2,174人であったが、平成24年には2,491人へと、317人、14.6%増加している。
- 歯科医師数は、平成2年には604人であったが、平成24年には756人へと、152人、25.2%増加している。
- 人口10万人当たりで全国平均と比較すると、医師については、平成6年以降、較差が拡大している。歯科医師についても、年次により多少の増減はあるものの、少しずつ較差が拡大している。

図 医師数の推移(人口10万対)

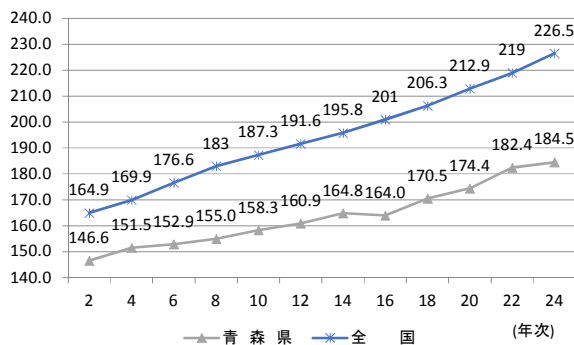
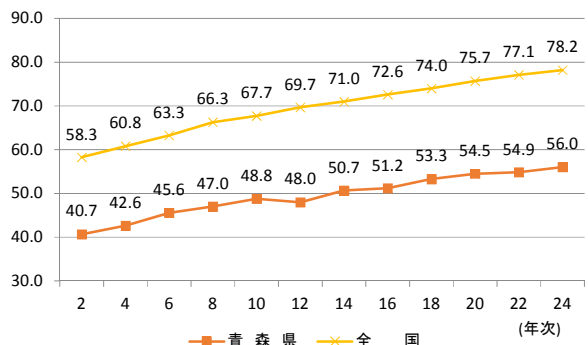


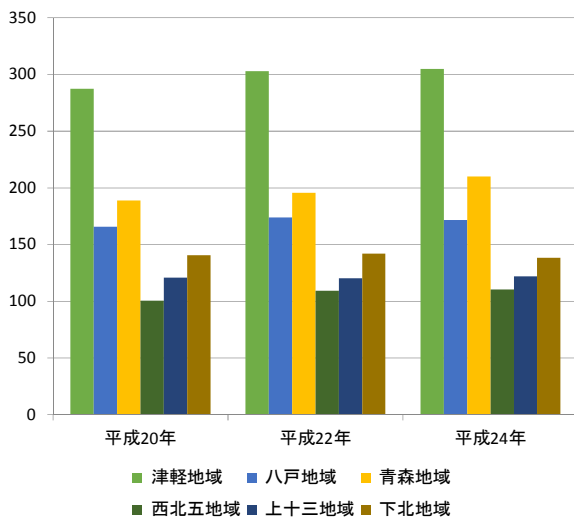
図 歯科医師数の推移(人口10万対)



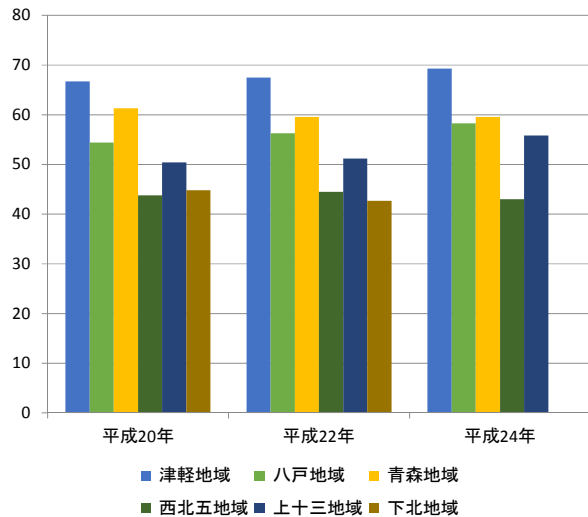
#### 2 医師、歯科医師の地域分布

- 平成24年における医師の地域分布については、津軽地域が人口10万対で305.0で最も多く、青森地域の210.1、八戸地域の171.6がこれに次いでいる。
- 西北五地域の110.4、上十三地域の122.1、下北地域の138.8は、いずれも県平均の195.5を大きく下回っている。
- 歯科医師については、津軽地域の69.3が最も多く、青森地域の59.6がこれに次いでいる。

地域別医師数(人口10万対)



地域別歯科医師数(人口10万対)



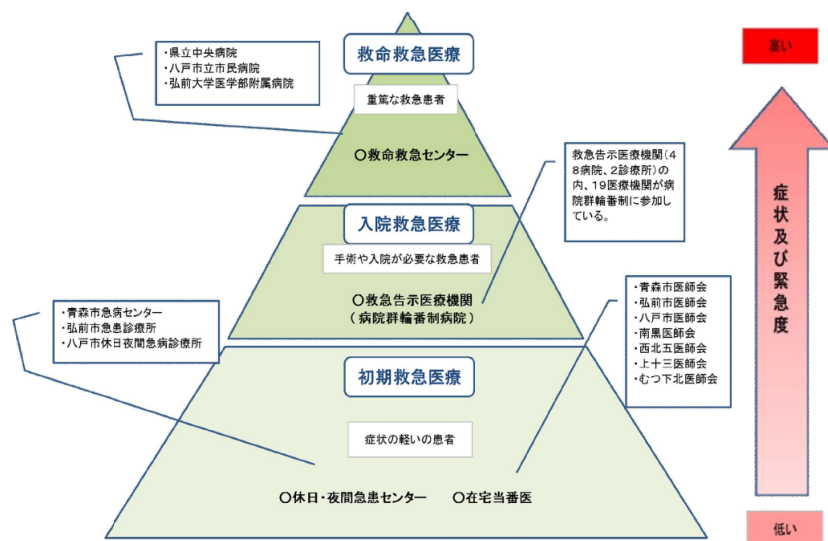
# 第4節 救急・災害医療対策

## 1 救急医療体制の現況

### (1) 救急医療体制

救急医療体制は、医療機関の体制整備や消防機関との連携、地域住民の理解・協力により、充実が図られています。

- (1) 休日夜間急患センター  
休日または夜間における初期救急患者の診療を確保するために、休日夜間急患センターが県内に3か所設置されている。
- (2) 在宅当番医制  
休日夜間急患センターと同じく、休日または夜間における初期救急患者の診療を確保するために、地区医師会の協力を得て、在宅当番医制が実施されている。
- (3) 救急告示医療機関  
手術または入院が必要となる救急患者の診療を確保するため、「救急病院等を定める省令」に基づき、救急告示医療機関を認定しており、平成27年4月1日現在、50か所（病院48か所、診療所2か所）となっている。
- (4) 病院群輪番制病院  
休日・夜間の初期救急医療の後方体制として、救急告示医療機関の協力により、病院群輪番制方式が実施されている。
- (5) 救命救急センター  
重篤な救急患者の救命医療を確保するため、県立中央病院、八戸市立市民病院及び弘前大学医学部附属病院では救命救急センターを併設している。



救急告示医療機関一覧（平成27年4月1日現在）

津軽地域 (14医療機関)	八戸地域 (12医療機関)	青森地域 (13医療機関)	西北五地域 (3医療機関)	上十三地域 (6医療機関)	下北地域 (2医療機関)
○国立病院機構弘前病院	○八戸市立市民病院	○青森県立中央病院	○つがる総合病院	○十和田市立中央病院	○むつ総合病院
○弘前市立病院	○八戸赤十字病院	○青森市民病院	かなぎ病院	十和田第一病院	大間病院
弘前中央病院	○八戸城北病院	青森慈恵会病院	鎌ヶ沢病院	○三沢市立三沢病院	
○健生病院	八戸平和病院	青森厚生病院		○公立七戸病院	
弘前メディカルセンター	○青森労災病院	○近藤病院		公立野辺地病院	
○弘愛会病院	○メディカルコート 八戸西病院	○あおり協立病院		六戸町国民健康保険病院	
○弘前小野病院	おいらせ病院	佐藤病院			
弘前大学医学部附属病院	三戸中央病院	村上新町病院			
弘前協幸中 リハビリテーションセンター	五戸総合病院	青森市立浪岡病院			
黒石病院	名川病院	国立病院機構青森病院			
大鰐病院	南部病院	平内中央病院			
ときわ会病院	はちのへハートセンター クリニック	外ヶ浜中央病院			
板柳中央病院		神外科胃腸科医院			
鳴海病院					

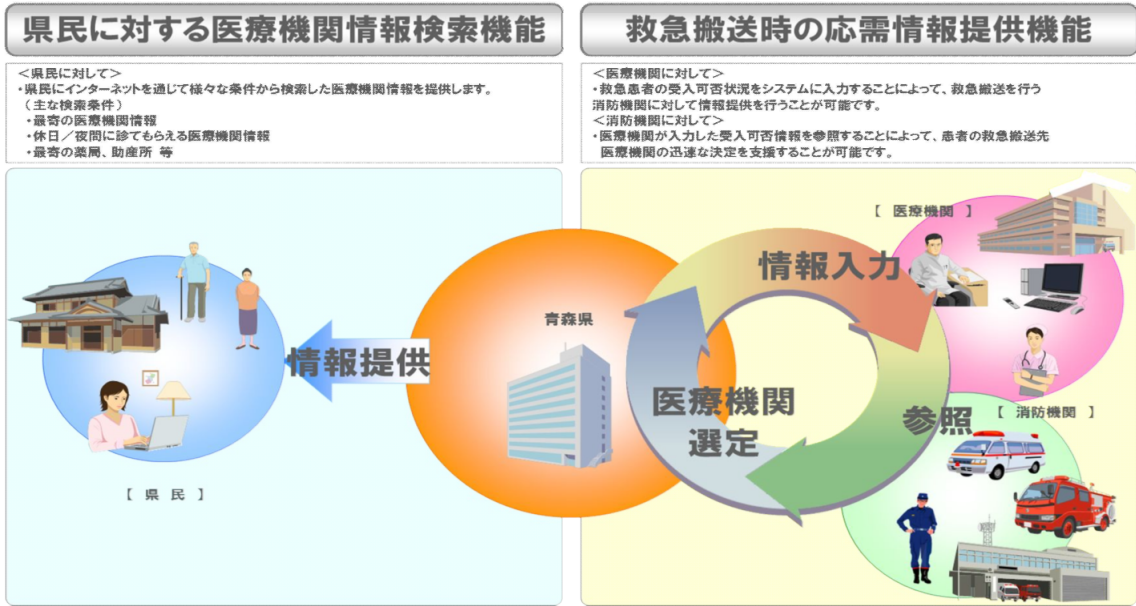
【※色つきの医療機関は病院群輪番制参加病院】

(2) 救急医療を支える施策

本県では次の事業により、救急医療提供体制を支えています。

(1) 救急医療情報システム

県内の医療機関、消防機関などをインターネットで結び、災害にも対応出来る救急医療情報ネットワークです。平時には救急医療情報システムとして、最寄りの救急病院や休日・夜間において診療できる医療機関などを案内するとともに、医療機関の必要な情報を蓄積しています。災害時には、医療機関の被災状況を迅速に把握し、被災地へのDMA Tの派遣や医療資機材のなど、医療救護活動に役立てることができます。



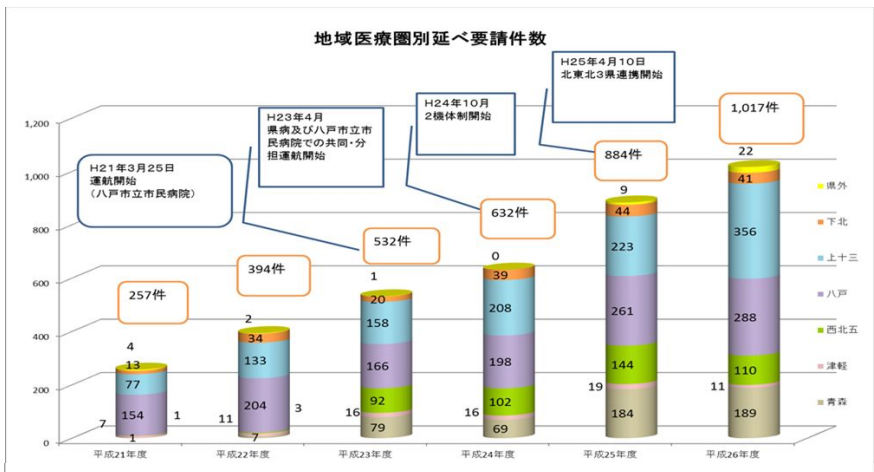
(2) ドクターヘリ運航事業

本県における救命率の向上や後遺障害の軽減等を図ることを目的として、平成21年3月25日から運航を開始しました。

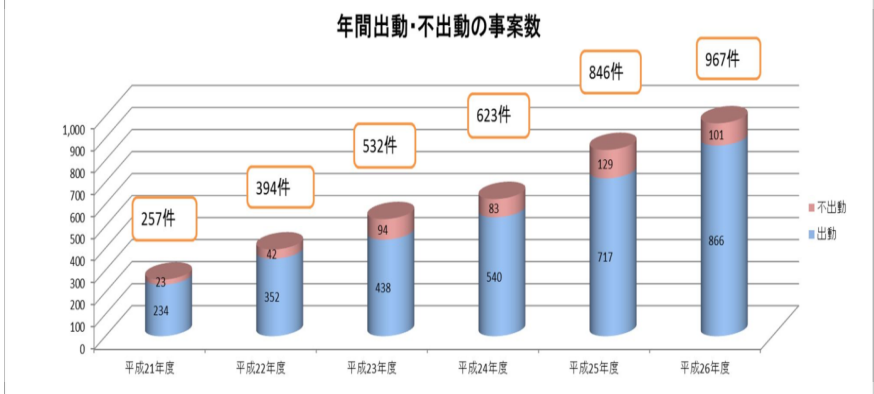
平成23年4月から県立中央病院及び八戸市立市民病院を運航病院とする共同・分担運航を行い、その後、平成24年10月1日からは2機体制で運航しています。

さらに、平成25年4月10日からは、北東北3県による広域連携を試行的に行い、平成26年10月1日からは本格運航を開始しました。

年々、要請件数・事案数とも増加しており、ドクターヘリの活用による救急医療提供体制の充実・強化が図られています。



※ 延べ要請件数: 県立中央病院及び八戸市立市民病院への要請件数の合計。



※ 事案数: 要請の元となった事案の数 (同一事案で両病院に要請(延べ要請件数2件)したものは、1事案で積算)

## 2 災害医療体制の現況

### (1) 災害医療の位置付け

#### 【青森県地域防災計画での位置付け】

災害により医療、助産及び保健機構が混乱し、被災地の住民が医療等の途を失った場合、あるいは、被災者の保健管理が必要な場合、医療、助産及び保健措置を講ずる。

#### 【青森県保健医療計画での位置付け】

災害時においても、医療機関、消防機関等の関係機関相互の連携により、必要な医療が確保される体制の構築を目指し、数値目標や必要な施策等を明記。

### (2) 災害拠点病院及び災害派遣医療チームの概況

#### 【災害拠点病院】

災害時に24時間対応可能な体制を確保するため、県は災害拠点病院を指定。（資料第16表参照）

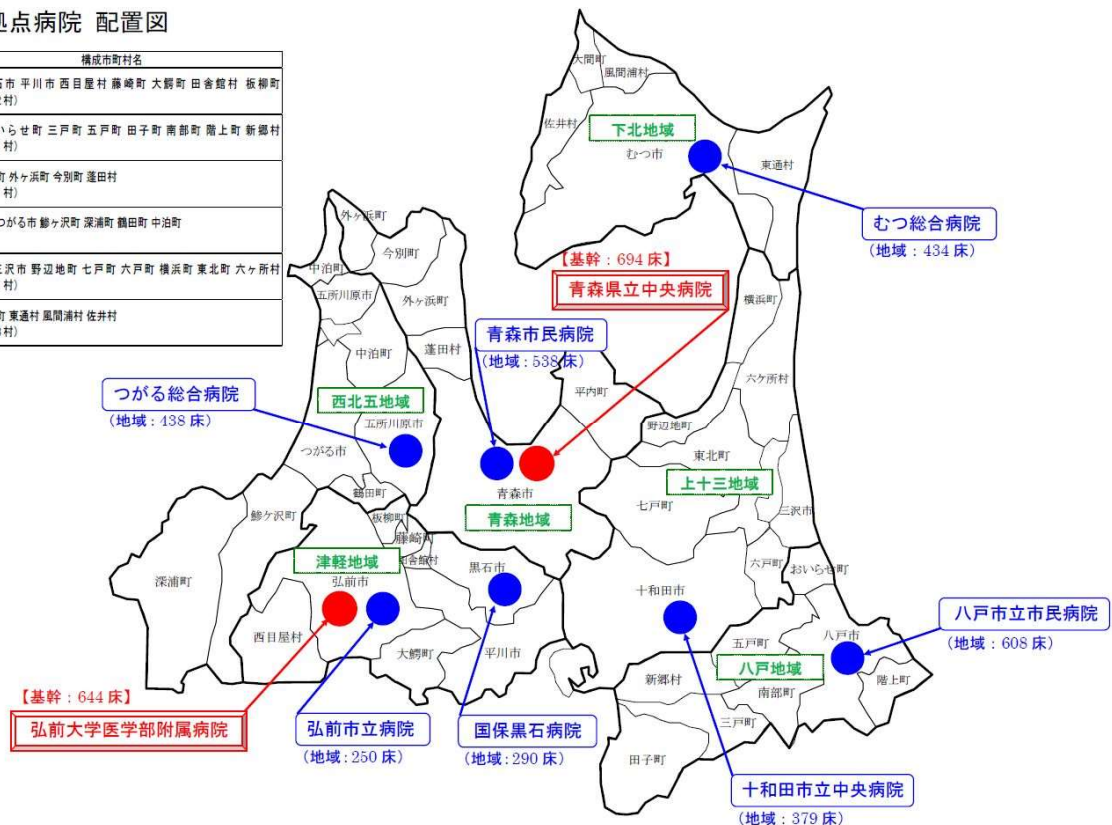
- 全県を単位に、研修機能も有し県内の中心的役割を担う「**基幹災害拠点病院**」  
→ 青森県立中央病院及び弘前大学医学部附属病院の2病院を指定。
- 被災地への救護チームの派遣など、地域の中核的な役割を担う**地域災害拠点病院**  
→ 二次保健医療圏単位で、7病院を指定。

#### 【災害派遣医療チーム(DMAT)】

- 県は、災害急性期に活動できる機動性を持った、救急治療を行うための専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム(DMAT)を保有する病院とDMAT派遣に係る協定を締結。（資料第17表参照）
- 災害時に早期かつ適切に被災者の治療を行うことにより、救命率向上や予後改善につなげるため、必要に応じ、県はDMAT保有病院に対しDMATの派遣を要請。

青森県 災害拠点病院 配置図

二次保健医療圏名	構成市町村名
津軽地域保健医療圏	弘前市 黒石市 平川市 西目屋村 藤崎町 大鰐町 田舎館村 板柳町 (3市3町2村)
八戸地域保健医療圏	八戸市 おいらせ町 三戸町 五戸町 田子町 南部町 階上町 新郷村 (1市6町1村)
青森地域保健医療圏	青森市 平内町 外ヶ浜町 今別町 蓬田村 (1市3町1村)
西北五地域保健医療圏	五所川原市 つがる市 鯉ヶ沢町 深浦町 鶴田町 中泊町 (2市4町)
上十三地域保健医療圏	十和田市 三沢市 野辺地町 七戸町 六戸町 横浜町 東北町 六ヶ所村 (2市5町1村)
下北地域保健医療圏	むつ市 大間町 東通村 風間浦村 佐井村 (1市1町3村)





(3) 災害医療確保体制構築に係る目標（県保健医療計画（H25.4）における数値目標）

本県の災害医療体制の現状を踏まえ、目標項目・目標値を設定し、目標達成のための施策を実施。

目 標 項 目	現状値(平成24年度)	目標値(目標年度)
災害拠点病院のうち、食料や飲料水、医薬品等を3日分程度備蓄している病院の割合	87.5%	100% (平成29年度)
災害拠点病院のうち、傷病者が多数発生した場合を想定した災害実動訓練を実施した病院の割合	25.0%	100% (平成29年度)
基幹災害拠点病院における県下の災害関係医療従事者を対象とした研修の実施回数	0回	1年度あたり4回以上 (平成29年度)
DMAT等緊急医療チームの数	9チーム	14チーム (平成27年度)
関係機関の連携体制構築のため、各地域において、地域災害拠点病院を中心に、災害医療に係る訓練が実施された圏域	0圏域	6圏域 (平成29年度)

(4) 平成26年度までの取組及び実績

① 災害医療体制の見直しに係る検討（平成23～24年度）

東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時における関係機関の連携体制等について、下記の組織において協議。

- 災害医療体制の見直しに係る検討会（2回開催）
- 青森県救急・災害医療対策協議会（2回開催）
- 災害医療関係機関連絡会議（1回開催）

② 災害時の医療提供体制に係る保健所との協議（平成25～26年度）

災害時における保健所機能（求められる役割）の強化を図るための具体的な方策について、県健康福祉部関係課と保健所において検討。（6回開催）

③ これまでの検討、合意事項について災害医療関係機関へ説明（平成27年1～3月）

- 災害医療関係機関連絡会議（1回開催）
- 地域災害医療対策協議会（準備会議含む、保健所(二次保健医療圏)単位で各1回開催）

【今後対応していく事項】

- 本県の災害時の医療提供体制の見直し。
  - ・ 県DMAT調整本部の県災害対策本部（合同指揮本部）内への位置付けの明確化。
  - ・ 災害医療コーディネーターを配置し、災害医療コーディネート機能を整備。
- 二次保健医療圏単位で地域災害医療対策協議会を設置。

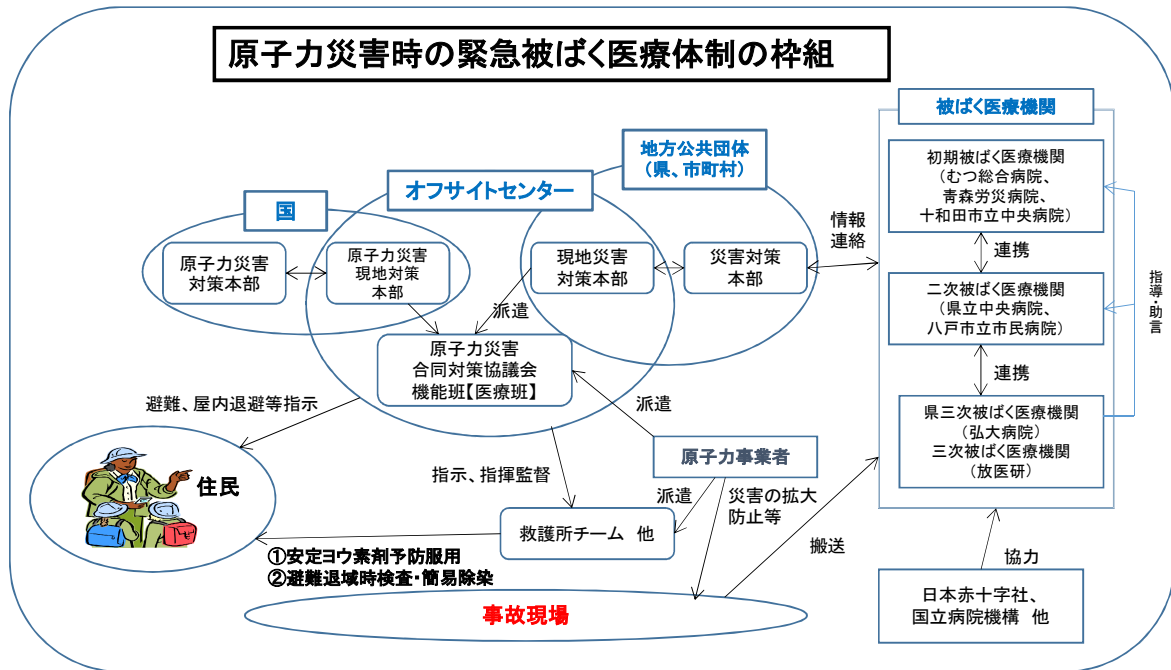
(5) 平成27年度の主な取組

- 青森県災害医療コーディネーターの委嘱。
  - <本部災害医療コーディネーター（県全域所管）>
  - <地域災害医療コーディネーター（各二次保健医療圏所管）>
- 各保健所単位による地域災害医療協対策議会の設置、会議開催。
  - <平常時>
  - 地域における災害時の医療提供体制、保健所機能と関係機関との連携体制等について協議するための会議を定期的に開催。
  - <災害時>
  - 協議会構成団体の相互協力により、地域の医療ニーズに対応することを目指す。

### 3 緊急被ばく医療対策

<被ばく医療に係る青森県の取組>

- 初期・二次・県3次被ばく医療機関の指定
- 被ばく医療資機材の整備(被ばく医療機関、保健所、日本赤十字社青森県支部 等)
- 安定ヨウ素剤配備(むつ保健所、東通オフサイトセンター、県原子力センター別館)
- 被ばく医療に係る研修、人材育成(原子力災害医療対応研修、NIRS被ばく医療セミナー等への派遣、原子力防災訓練等)
- 県被ばく医療マニュアル等作成

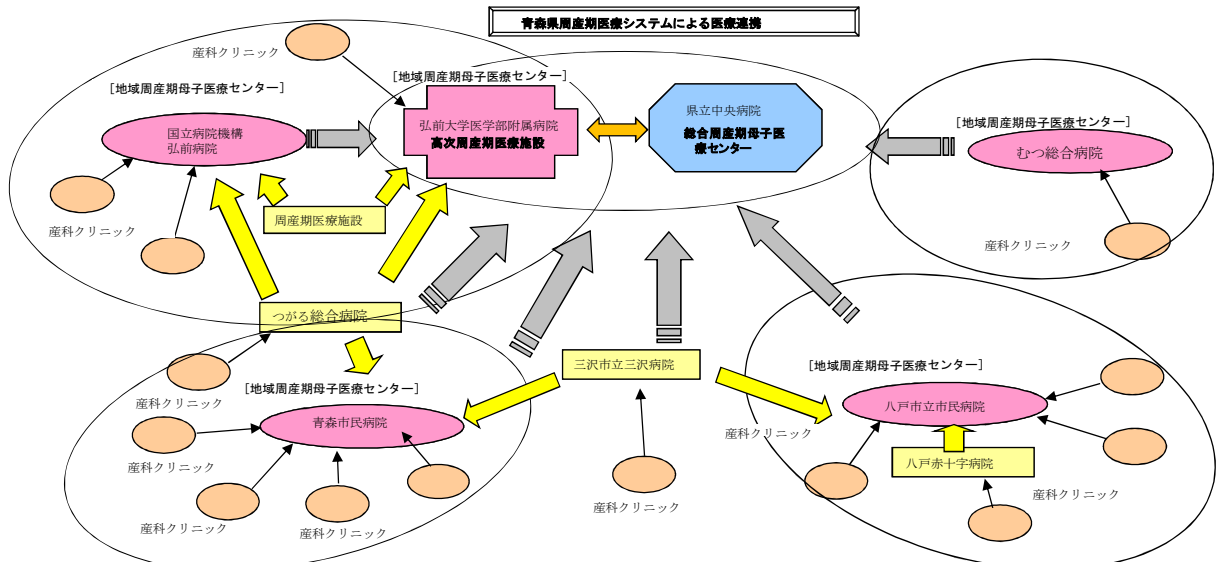


## 第5節 周産期医療対策

### 1 周産期医療体制の現況

#### (1) 青森県周産期医療システムの運営

「青森県周産期医療システム」は、すべての妊産婦及び新生児が速やかに適切な医療を受けられるよう、高度な周産期医療の提供や常時の搬送受入体制を有する高次医療施設「総合周産期母子医療センター」、地域の周産期医療の中核施設「地域周産期母子医療センター」、地域の周産期医療施設「地域周産期医療協力施設」「産科クリニック」等が有する機能に応じて、効果的な連携と役割分担の仕組みを明らかにしたものである。



(2) 本県の周産期医療の現状

産科医療体制の状況

産科医療においては、夜間や休日診療が必要となる場合も多く、勤務状況の厳しさや訴訟リスクにより産科医を希望する若い医師が減少しており、県内の分娩取扱施設数も減少している。青森県内の分娩取扱機関は30施設となっており、内訳としては病院が12施設、診療所が16施設、助産所が2施設となっている。

青森県における新生児部門病床数の整備状況

国の整備指針によると、都道府県ではNICU（新生児集中治療室）病床整備数は出生1万人対25床から30床を目標とすることとされている。本県のNICU病床整備数は、平成25年度に総合周産期母子医療センターNICU病床を3床増床したことにより、30床となっている。

(3) 周産期医療体制の充実に係る目標（県保健医療計画（H25.4）における数値目標）

○本県の周産期医療の現状を踏まえ、目標項目・目標値を設定し、目標達成のための施策を実施。

目 標 項 目	現状値(平成24年度)	目標値(平成29年度)
乳児死亡率(出生千対)	2.7% (H18～H22 全国平均2.5%)	全国平均以下 (25～29年度5年平均比較)
新生児死亡率(出生千対)	1.6% (H18～H22 全国平均1.6%)	全国平均以下 (25～29年度5年平均比較)
周産期死亡率(出生千対)	5.0% (H18～H22 全国平均4.4%)	全国平均以下 (25～29年度5年平均比較)
超低出生体重児(1,500グラム未満)出生割合(構成率)	0.85% (H18～H22 全国平均0.76%)	全国平均以下 (25～29年度5年平均比較)
超低出生体重児(1,000グラム未満)出生割合(構成率)	0.39% (H18～H22 全国平均0.31%)	全国平均以下 (25～29年度5年平均比較)

(4) 平成26年度までの取組及び実績

① 周産期医療体制の整備及び充実に係る検討

周産期医療体制の整備に関する事項、周産期医療情報システムに関する事項、周産期医療に係る調査研究に関する事項、周産期医療及び母子保健における医療と保健の連携に関する事項について、下記の組織において協議。

○ 青森県周産期医療協議会（平成26年度 1回開催）

② 周産期専門医確保対策

周産期医療体制を支える専門医の確保を図るため、弘前大学医学部の協力を得て、医学生や初期研修医を対象とした周産期医療分野への誘導研修を実施。

<産婦人科医数の変化>

年次	S57	S61	H2	H8	H12	H14	H16	H18	H20	H22	H24
産婦人科・産科・婦人科医数	172	162	162	153	140	142	130	123	119	119	115
産婦人科・産科医数	151	142	138	114	102	103	94	86	93	95	96

資料「医師・歯科医師・薬剤師調査」

(5) 平成27年度 of 主な取組

- 関係機関との連携体制や母体・胎児及び新生児の死亡回避のための適切な方策について協議するため、周産期医療協議会を開催。
- 引き続き、弘前大学等と協力して周産期医療体制を支える専門医の確保に取り組む。



## 第6節 へき地医療対策

### 1 青森県へき地医療支援計画及び県の取組

- へき地医療対策は、青森県へき地医療支援計画（平成23年度～27年度）に基づき、へき地等で勤務する医師の確保、へき地医療の確保及びへき地診療の支援を目標に掲げ取り組んでいる。
- 県では、青森県地域医療支援センター内に「へき地医療支援機構」を置き、へき地で求められる総合的診療能力を持つ医師の育成や、へき地医療に従事する医師のキャリア形成支援などにより、へき地等への勤務に向けた各種取組を進めている。

### 2 へき地医療拠点病院の取組

- 道路網の整備等による生活圏の広域化など、へき地を取り巻く情勢の変化を考慮し、県ではこれまで、広域市町村単位にへき地医療拠点病院に整備に努めてきた。
- へき地医療拠点病院は、現在6病院が県の指定を受けており、圏域内の無医地区等に対する巡回診療及びへき地診療所への医師派遣等の医療活動を実施している。

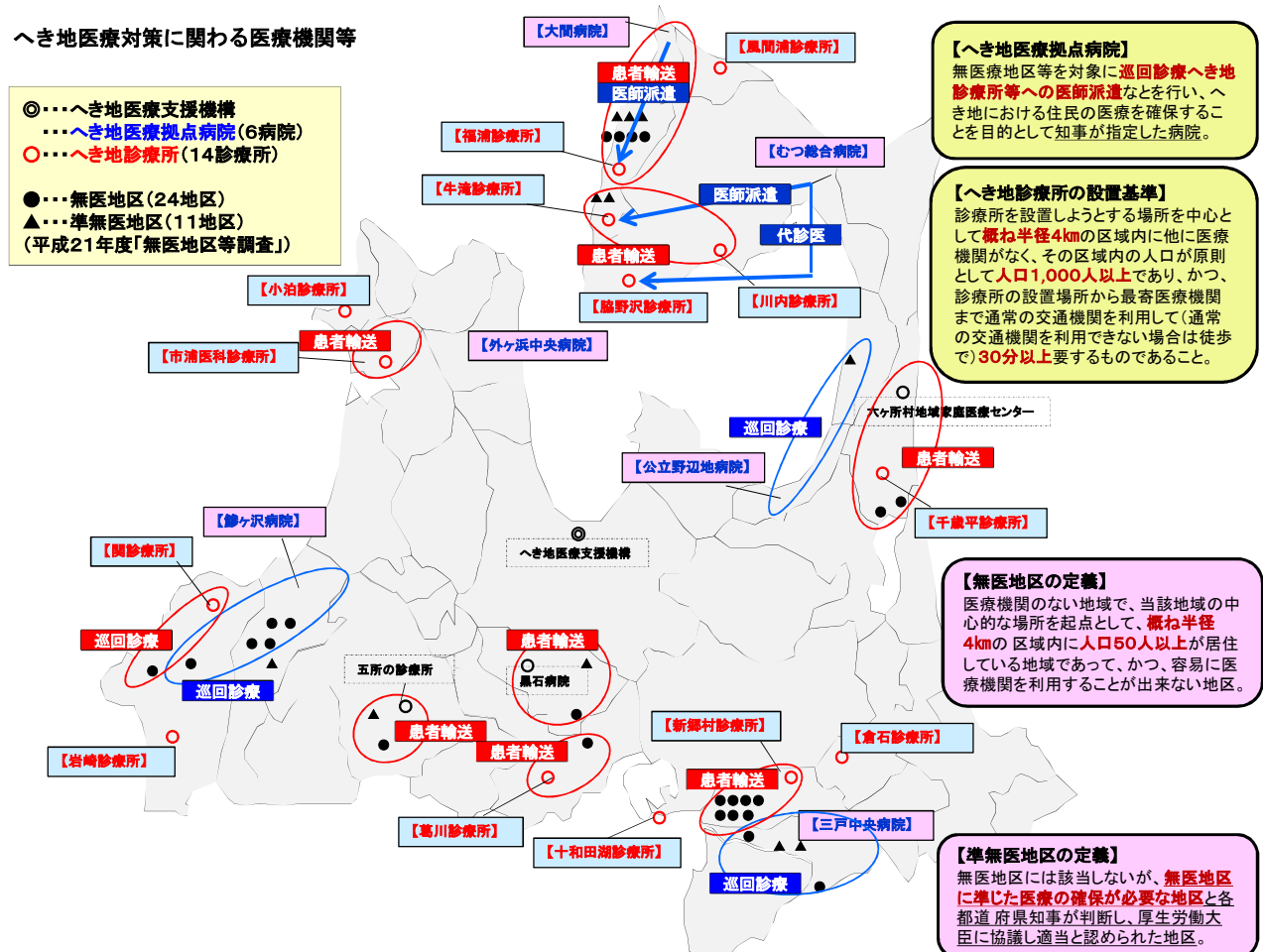
### 3 へき地診療所の取組

- 無医地区等における住民の医療を確保するため、原則として人口1千人以上で、かつ交通が不便な区域内にへき地診療所が14か所整備され、地域医療の確保に努めている。

### 4 無医地区及び無歯科医地区の状況

- 無医地区等については、5年毎に行われる全国調査で本県の状況を把握している。
- 平成21年10月の調査の結果、本県における無医地区は35地区（無医地区に準じる地区11地区を含む）、無歯科医地区は26地区（無歯科医地区に準じる5地区を含む）となっている。

へき地医療対策に関わる医療機関等



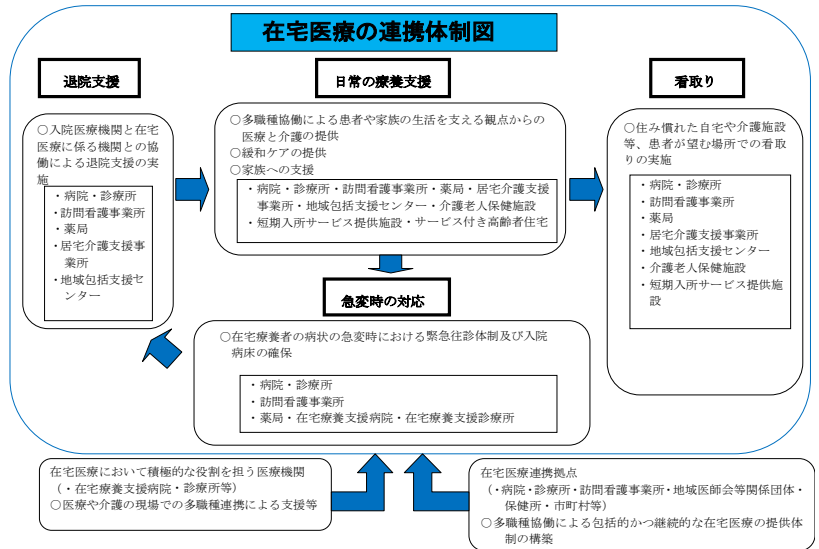
## 第7節 在宅医療対策

### 1 概要

- 厚生労働省の「人生の最終段階における医療に関する意識調査（H25年）」によると、人生の最終段階を過ごしたい場所として、一般国民では71.7%の者が自宅で過ごすことを希望するなど、多くの人が住み慣れた自宅で最期を迎えたいと考えている。
- 自宅で最期を迎えたいというニーズとともに、年間死者数は増加が見込まれることから、住み慣れた生活環境の中で終末期を迎えられるような在宅医療の充実を図っていくことが必要となっている。
- 高齢化の進展、地域での療養を希望する等、患者のニーズの多様化、加えて療養病床の再編等により、在宅医療は、看取りまで含めた医療・福祉・介護の連携体制の整備、機能の充実、質の向上が求められている。

#### 青森県保健医療計画における在宅医療の連携体制図

医療連携体制図



#### 【在宅医療の定義】

- ① 疾病・傷病医で治療や療養を必要としながら、身体的な理由等により通院困難な患者に対して、医師等が居宅等を訪問して必要な医療が提供されること
- ② 虚弱になっても最期まで居宅で暮らし続けたいという希望に対して、医師等が居宅等を訪問して看取りまで含めた必要な医療が提供されること

## 2 在宅医療の現状

### (1) 全国の状況

- ① 全国では、平成25年には年間死者数約126万人のうち約107万人が病院等医療施設で死亡している。
- ② 過去5年間をみても、病院等の医療施設での死亡数は85%前後で推移している。
- ③ 国立社会保障・人口問題研究所が公表した日本の将来推計人口（平成24年1月推計）によると、平成22年における全国の65歳以上の高齢者人口は2,937万人であるが、平成54年には3,878万人となりピークを迎え、同様に75歳以上の人口割合は、現在の11%から21%に増加すると推計されている。
- ④ 死亡総数は現在の約120万人から約166万人に増加すると予想され、今後、全国で急速に高齢化が進み、現在の医療提供体制を維持したとしても、約半数は自宅又は広義の居宅としての介護施設などでの看取りが必要と見込まれる。

### (2) 本県の状況

- ① 本県の老人ホームを含む広義の居宅での看取りは、平成25年は17.1%となっており、平成22年の14.9%と比較し、居宅での看取りが2.2%増加している状況となっている。
- ② H25年において、本県で実際に死亡した場所は、病院を含む施設が86.8%、自宅は11.2%となっている。

## 3 取組の方向

### (1) 在宅医療資源の拡充

本県における在宅療養支援病院数、在宅療養支援診療所数は、人口10万人当たりの数で比較した場合、全国平均を下回っている。本県の在宅医療を推進し、医療連携体制を構築していくためには、それを提供する医療機関の医師が中心となることから、訪問診療を提供する病院・診療所の拡充を図っていく。  
 (人口10万人あたり) 在宅療養支援病院数：本県0.14 全国0.41、在宅療養支援診療所数：本県5.8 全国10.1

### (2) 市町村支援

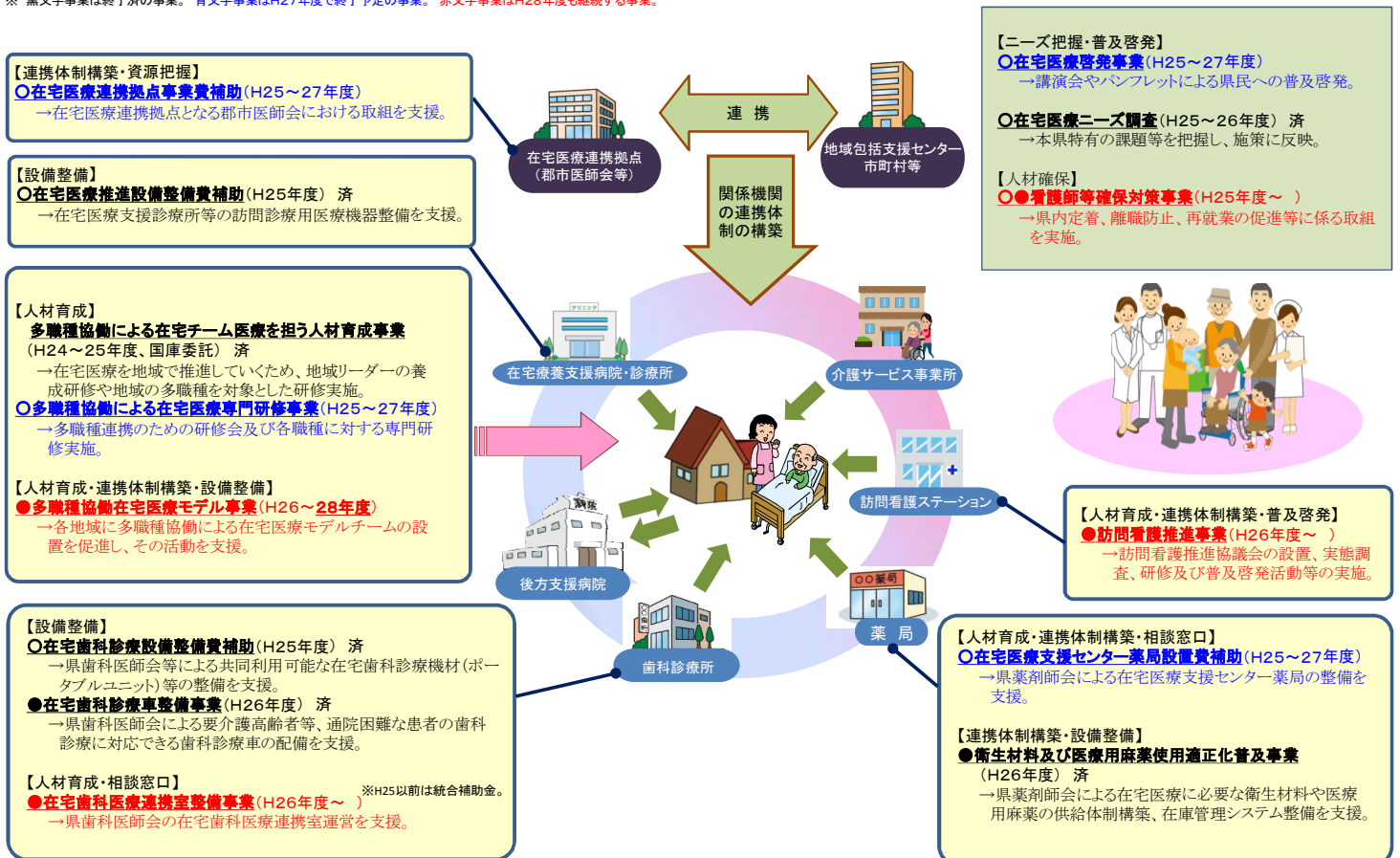
介護保険法の改正により、在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な取組について、介護保険法の地域支援事業における在宅医療・介護連携推進事業として位置づけ、全国的に取り組むこととなった。  
 具体的には、市区町村が地域の医療・介護の関係機関・関係団体等と協力して、地域の医療・介護関係者が参画する会議の開催、在宅医療・介護連携に関する相談の受付、在宅医療・介護関係者の研修等の取組を実施することとなる。  
 このため、県内外における先行事例や好事例について整理し、得られたノウハウ等を市町村と共有する等、市町村間の情報共有や連携を支援し、県内における効果的・効率的な取組を後押ししていく。

4 取組状況

事業名	事業内容	平成26年度の主な取組
○在宅医療連携拠点事業費補助	在宅医療のニーズの増加と多様化に対応し、多職種協働による地域での包括的な在宅医療の提供体制を構築するため、県医師会への補助により、在宅医療を推進する連携拠点を整備し、在宅医療連携拠点事業を行う。	県医師会への補助を通じて、各都市医師会単位で次の事業に係る活動を進めた。 ①地域の在宅医療関係者連絡会議の開催 ②地域資源マップの作成 ③多職種研修の実施 ④24時間365日体制の在宅医療・介護提供体制の構築 ⑤後方支援病院等の緊急時のバックアップ体制の整備 ⑥患者情報共有のための取組 ⑦地域住民への在宅医療等の普及・啓発 ⑧その他、多職種協働による地域での包括的な在宅医療提供体制の構築に必要と認められる事項
○多職種協働による在宅医療専門研修事業	在宅医療を担う多職種を対象に専門的知識の向上、技術の習得に係る研修会を開催する。	県医師会への委託により、多職種協働に係る研修会と在宅医リーダー研修を開催した。
○在宅医療啓発事業	県民に対し、在宅医療や看取りに関する普及啓発を行う。	県医師会に事業委託し、住民向けパンフレット「在宅医療とかかりつけ医制度」の作成・配布や、住民向け講演会「在宅医療市民公開講座～認知症も在宅で～」を開催した。
○多職種協働在宅医療モデル事業	多職種協働によるチームでの在宅医療を県内各地域に浸透させるため、県内に数カ所の多職種協働在宅医療モデルチーム（医師、看護師、介護職員、行政等により構成）を設置することを目標として、このモデルチームの活動費に対して補助を行う。	県医師会を通じ、県内19チームに対して、次の事業に係る活動費の補助を行った。 ＜ソフト事業＞ ①多職種が参加したチームの連絡会議・勉強会の開催 ②急変時の患者受入れのための病院との連携体制の構築（会議） ③主治医・副主治医体制の構築（打合せ） ④その他在宅チーム医療体制の構築に必要な事業 ＜ハード事業＞ ⑤患者情報共有のために連携ツール開発（モバイル端末の活用など） ⑥在宅医療の際に必要な医療機器及び車両の整備
○在宅医療対策協議会の開催	本県における居宅等（自宅及び介護施設等）における医療のあり方等について検討するため、青森県在宅医療対策協議会を設置し、開催する。	協議会を開催し、青森県保健医療計画の数値目標の進捗状況について協議を行った。

＜平成24～28年度＞ 在宅医療推進に向けた取組の現状

※ 黒文字事業は終了済の事業。青文字事業はH27年度で終了予定の事業。赤文字事業はH28年度も継続する事業。





## 第8節 自治体病院機能再編成の推進

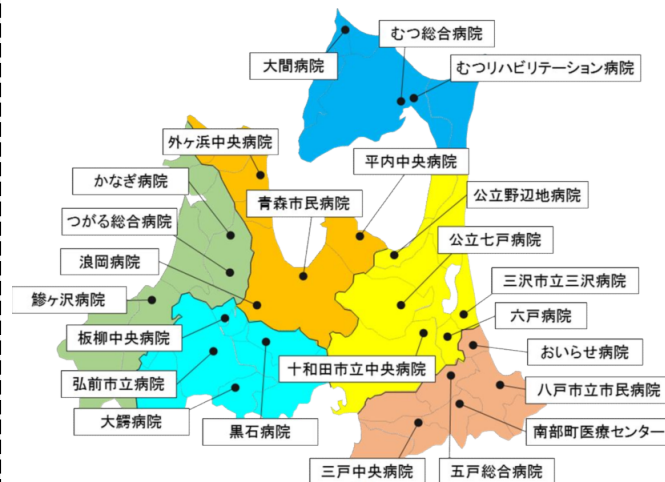
### 1 経緯

○県内の自治体病院（市町村立、一部事務組合立、広域連合立）が抱えている医師の確保や経営の健全化などの課題解消を目的として、2次保健医療圏ごとの自治体病院機能再編成を推進するため、県では平成11年12月に「青森県自治体病院機能再編成指針」を策定し、自治体病院機能再編成計画の策定などによる支援を行い、地域住民に良質かつ適切な医療を効率的に提供する医療体制の構築を図ってきた。

#### <自治体病院機能再編成計画策定の基本的な考え方>

- (1) 圏域全体で地域医療を支えていく体制の構築する。
- (2) 圏域内で脳卒中、がん及び心筋梗塞などの一般的な医療を完結させ、地域医療の底上げを図る。
- (3) 圏域内に新たに救急医療や高度・専門医療を担う中核病院を確保し、周辺の医療機関は中核病院との緊密な連携のもとに、回復期や慢性期を担う病院や初期医療を担う診療所に機能を転換し、在宅医療を含めた地域住民の医療ニーズに対応する。

<2次保健医療圏と自治体病院>



### 2 自治体病院機能再編成の取組状況

医療圏	再編成計画	取組状況
津 軽	未策定	圏域の全8市町村の参加により「津軽地域保健医療圏自治体病院機能再編推進協議会」がH26.3月設置された。 県からは専門部会（総務部会、医療機能部会）にアドバイザーとして参加。
八 戸	H24.3月策定	八戸市立市民病院が中心となって、圏域内市町村、自治体病院等からなる推進協議会を設置し、計画を策定。 現状維持を前提とした内容であるが、随時、連絡協議会を開催し、段階的に再編の取組を検討していくこととしている。
青 森	H13.3月策定	H18年度の市町村合併により、浪岡病院が加わり、計画の見直しが必要となっているが、再編・ネットワーク化計画は未策定の状況。
西北五	H14.12月策定	圏域の5自治体病院の広域連合立化による一体的運営（H24.4月）、2病院（つがる成人病センター、鶴田病院）の診療所化、新中核病院・つがる総合病院（H26.4月開院）への高度・専門医療の集約化、サテライト医療機関とのネットワーク構築等を行った。
上十三	H13.11月策定 H19.3月見直し	圏域が独自に計画を策定し、H19年に見直しを行っているが、いずれの病院とも現状維持とする内容。
下 北	H15.9月策定	一部事務組合下北医療センターが中心となり大畑病院の診療所化（H17.4月）、川内病院の病床減（20→19床）（H21.4月）による診療所化を行った。

### 3 地域医療構想と新公立病院改革ガイドライン

#### 地域医療構想

- 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年6月施行）による改正医療法に基づき、都道府県は、医療計画の一部として、地域の医療提供体制の将来のあるべき姿を定める「地域医療構想」を策定することとなった。

##### <地域医療構想の内容>

- 2025年の医療需要
- 2025年に目指すべき医療提供体制  
二次医療圏等ごとの医療機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）別必要量
- 目指すべき医療提供体制を実現するための施策  
※施策の一つとして、自治体病院等機能再編成を位置付け

#### 新公立病院改革ガイドライン

- 各自治体病院は、「公立病院改革ガイドライン」（平成19年12月）に基づき、公立病院改革プランを策定し、①経営の効率化、②再編・ネットワーク化、③経営形態の見直しに取り組んできた。
- 平成27年3月に「新公立病院改革プラン」が示され、④地域医療構想を踏まえた役割の明確化の視点を加え、平成32年度までの期間を対象とする新改革プランを策定することとされた。

##### <財政措置等>

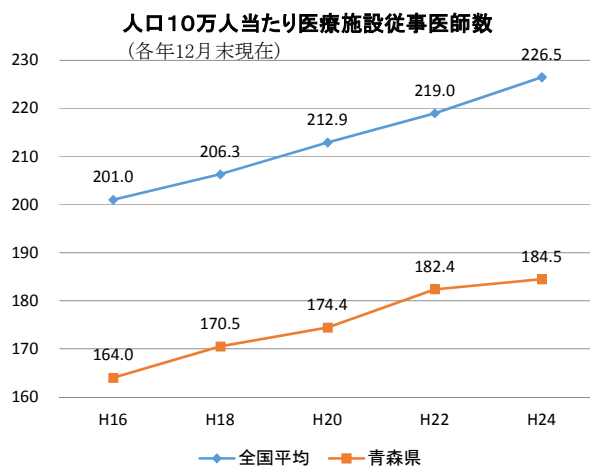
- 新改革プランに基づく取組を実施することに伴い必要となる経費について、財政上の措置を講じる
- 公立病院に関する既存の地方財政措置を見直し

自治体病院等機能再編成の推進

## 第9節 良医育成支援

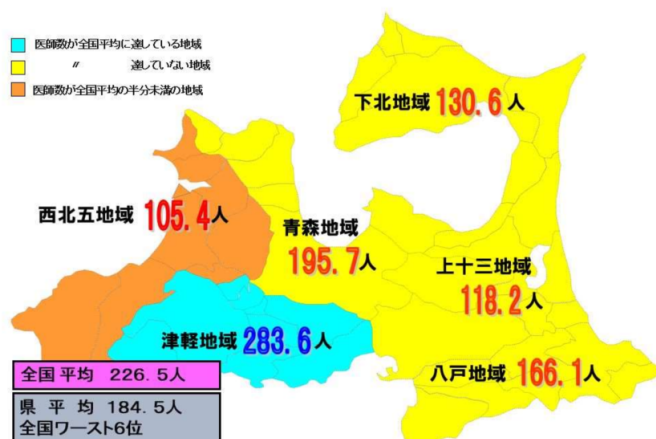
### 1 良医を育むグランドデザインに基づく取組

- 平成24年医師・歯科医師・薬剤師調査によれば、人口10万人当たりの医療施設従事医師数は、本県は184.5人であり、全国の226.5人に比べ42.0人下回っている等、本県の医師不足は深刻な状況にあるほか、地域偏在、診療科偏在といった課題も抱えている。
- 県では、医師不足が深刻化するとの見通しのもと、平成17年度に医師不足対策の総合的、中期的な戦略である「良医を育むグランドデザイン」を策定し、医師不足解消や医師の育成と支援に向けた取組を進めている。



資料「医師・歯科医師・薬剤師調査」（厚生労働省）

人口10万人当たり医療施設従事医師数(二次医療圏別)

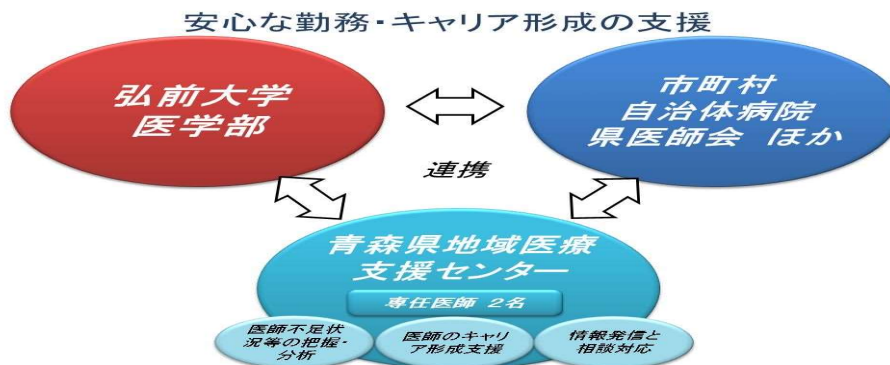


資料「平成24年医師・歯科医師・薬剤師調査」（厚生労働省）

## 2 青森県地域医療支援センターの設置・運営

- 県外からのU I ターン医師等が安心して県内自治体医療機関に勤務できるよう、自治体医療機関への配置調整や支援機能を有する「あおり地域医療・医師支援機構」を平成17年9月に設置した。
- 平成23年4月からは、卒業後の一定期間、町村部等中小医療機関に勤務する弘前大学医師修学資金特別枠貸与者の勤務プログラムの策定や配置調整の機能を新たに加えて「青森県地域医療支援センター」に改組し、医師の育成と定着に向けた取組を進めている。

### 青森県地域医療支援センターの取組と機能強化(イメージ)



### これまでの主な実績

- ・ UIターン医師 県内勤務39名 (H26年度中は県外医師11名(実人数)と面談)
- ・ 弘大医師修学資金貸与者 108名が卒業、このうち105名が県内勤務(うち特別枠の県内勤務は26名)
- ・ 弘大医師修学資金特別枠勤務プログラム これまで17名承認
- ・ 臨床研修医採用者数(H27年4月勤務開始者) 93名(過去最多)
- ・ レジナビ等の参加 8回(H26年度)
- ・ へき地医療支援計画(H23~27年度)の策定、支援事業の年次計画策定、実績評価

## 3 医学部医学科への進学促進

- 医学部医学科への進学を目指す中高生の意欲向上や職業観・倫理観の育成、本県出身の医学部医学科合格者数の増加に向け、弘前大学や県内医療機関、教育庁等関係機関と連携し、平成17年度より医療施設見学会や職業ガイダンス等に取り組んでいる。

### 医師による職業ガイダンス (中・高校生対象)



毎年10月～11月 県内2か所で実施  
【参加実績】

H23	H24	H25	H26
116人	113人	152人	192人

### 医療・医師とのふれあい体験 (高校生対象)



毎年8月中旬 県内4地域で実施  
【参加実績】

H23	H24	H25	H26
171人	192人	206人	148人

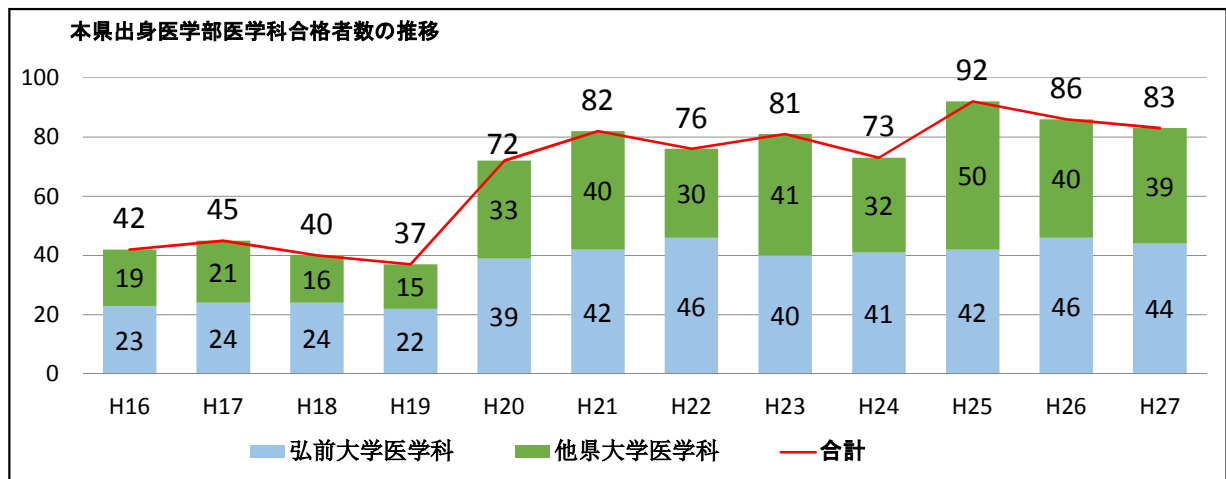
※ H26から医師志望者に限定

### 外科手術体験セミナー (中・高校生対象) 【主催:弘前大学医学部附属病院外科】



毎年7～8月 県内1か所で実施  
対象者: 中・高校生 50～60人程度

H23【下北】 H24【青森】 H25【弘前】  
H26【八戸】 H27【青森】



H27は、平成27年度入学に向けた試験の合格者数を計上（入学試験自体は平成26年度中に行われている）

#### 4 医師修学資金貸与事業の実施

○県内における医師の充足を図るため、医学を専攻する者で将来県内に医師として勤務しようとする者に対する修学資金制度を実施している。

(1) 弘前大学医師修学資金

① 募集人員・貸与額

- ア 特別枠（定員：1年生 5人）・・・入学金・授業料・奨学金（6年間で約1,079万円の貸与）
- イ 一般枠（定員：1年生 20人）・・・入学金・授業料（6年間で約349万円の貸与）
- ウ 学士枠（定員：2年生 5人）・・・入学金・授業料・奨学金（5年間で約819万円の貸与）

② 返還免除要件

卒業後、一定期間、弘前大学医学部（附属病院を含む。）又は県内自治体医療機関に勤務すること。

※ア、ウは貸与期間の1.5倍、イは貸与期間と同じ年数

(2) 県外大学医学生向け医師修学資金

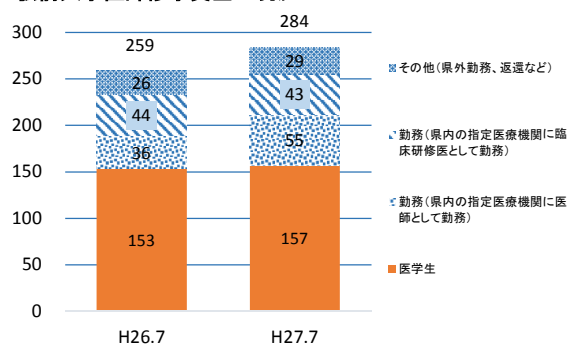
① 募集人員・貸与額

3名以内（学年問わず）・・・入学金・奨学金（自宅外の場合、6年間で約1,108万円の貸与）

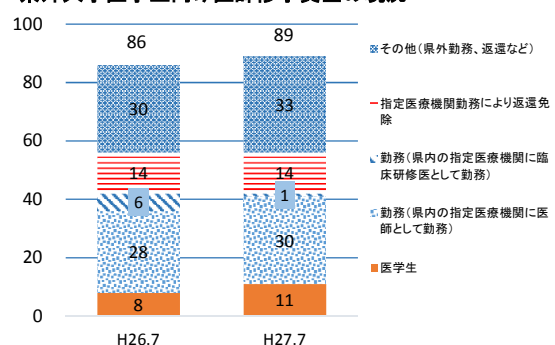
② 返還免除要件

卒業後、貸与期間の1.5倍の年数を、県内の病院、診療所、保健所等に医師として勤務すること。

**弘前大学医師修学資金の現況**



**県外大学医学生向け医師修学資金の現況**





## 5 医師臨床研修対策

- 医師法の改正により、平成16年度から、診療に従事しようとする医師に医師免許取得後2年間の臨床研修が義務付けられている。
- 青森県では、現在、13か所の医師臨床研修指定病院において臨床研修が実施されている。  
(平成28年4月には三沢市立三沢病院が加わり14か所となる)
- 県では、臨床研修環境の充実・改善を図るため、医師臨床研修病院等で構成する青森県医師臨床研修対策協議会を設置し、取組を進めている。

### 青森県の臨床研修指定病院

青森県の臨床研修の特徴

- ①各研修病院が多様なプログラムを用意していること
- ②症例が豊富で、手技など数多く経験できる等、中身の濃い研修が可能であること
- ③独自の研修医ワークショップ、セミナー等とおして、スキルアップと交流を深めていること
- ④熱心な指導医が多いこと



臨床研修医セミナー



毎年5月下旬～6月上旬の土曜日  
1) 県外著名指導医による講演  
2) 研修医による症例発表会

【受講者数】	
H25	102名
H26	102名
H27	110名

臨床研修医ワークショップ



毎年9～10月の土・日2日間  
1) 県外著名指導医による講演  
2) 研修医によるワークショップ  
3) 県民参加型講演会

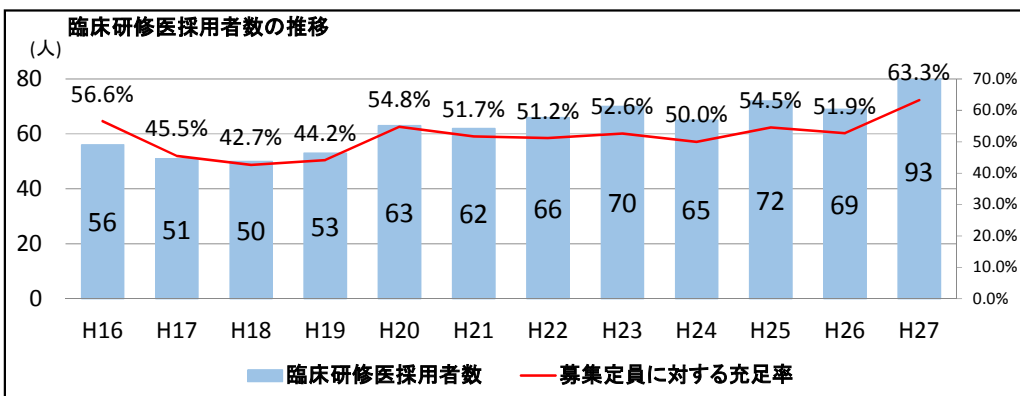
【受講者数】	
H24	79名
H25	80名
H26	74名

臨床研修指導医ワークショップ



毎年2回(夏、冬) 土・日2日間  
講習会(全体会・グループ討議)  
参加者 1回50名以内  
1グループ6～7名構成  
※ 厚生労働省の開催指針に則ったもの

【受講者数】	
H24	48名
H25	48名
H26	47名



○ 臨床研修医採用者数は、平成27年度は過去最多の93名となるなど、高い水準で推移。

○ 一方、募集定員に対する充足率も初めて60%を超えたが、充足率を高める取組が課題。



## 6 地域医療体験実習

- 地域医療に関する理解を深め、本県のへき地等地域の医療機関で勤務する医師の育成に資することを目的に、全国の医学生を対象とした「へき地等地域医療実習事業」及び弘前大学の医学生を対象とした「弘前大学医学生地域医療早期体験実習」を実施している。
- また、大阪市立大学と連携を図り、同大学附属病院の臨床研修医が本県の地域医療の最前線で研修を受けている。  
 弘前大学医学生地域医療早期体験実習の受講者 19名（平成24～26年度）  
 大阪市立大学附属病院臨床研修医の地域医療実習受講者 111名（平成19～26年度）

## 7 自治医科大学生の入学、卒業及び勤務先等の状況

- 自治医科大学は、へき地等における医療の確保と地域住民の福祉の増進を図ることを目的として昭和47年度に開学され、各都道府県が共同で設立した学校法人により運営されています。
- 大学の入学定員は、各都道府県2～3名であり、これまで多くの本県出身が大学を卒業し医師として地域医療の現場などで活躍している。

自治医科大学卒医師等の状況

				【平成27年4月】		
卒業生 84名	勤務先	人数	備考	医療機関名	人数	備考
	→	市町村配置のローテート対象医師	16		外ヶ浜中央病院	1
臨床研修		4	県立中央病院4名	三戸中央病院	5	
後期研修		1	東北大学	大間病院	6	
在学中 16名	県内勤務	40		田子診療所	1	
	その他(県外勤務等)	23		小泊診療所	1	
	合計	84		県立中央病院	2	義務年限明け医師
				合計	16	

## 8 医師の働きやすい環境づくりへの支援

- 全国的に女性医師が増加し、本県も同様の状況にある中、女性医師を含めた医師の働きやすい環境づくりに向けた医療機関での取組を支援している。

### (1) 医師相談窓口の設置

公益社団法人青森県医師会への委託事業として、平成21年7月から医師相談窓口を設置し、医師向けの保育相談や柔軟な勤務形態に関する相談等に対応している。

【平成26年度実績】

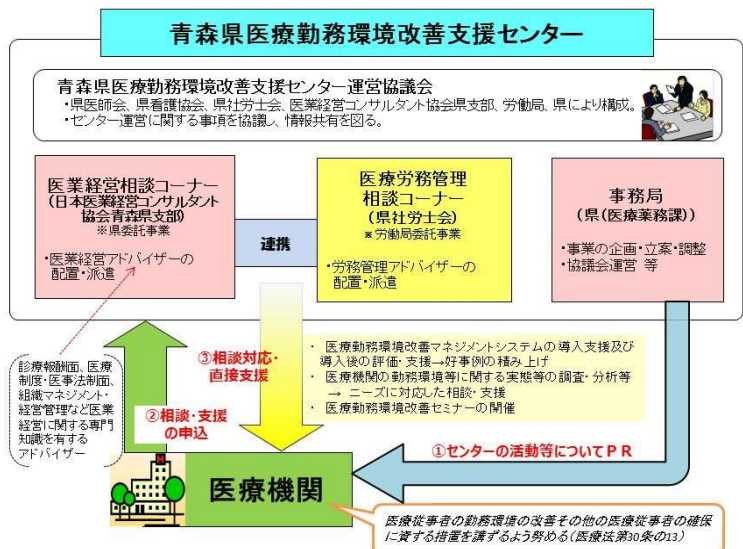
- ① 医師相談窓口相談件数 77件
- ② 臨床研修指定病院訪問 3病院
- ③ 各種PR活動等（窓口周知用チラシ等によるPR、女性医師支援室ニュースレターの作成、男女共同参画委員会の開催など）

### (2) 弘前大学医学部附属病院の女性医師専用施設整備事業への補助

平成26年度補助額 33,798千円

### (3) 青森県医療勤務環境改善支援センターによる支援

医療機関における勤務環境改善に向けた取組の支援等のため、平成27年4月に青森県医療勤務環境改善支援センターを設置した。（右図参照）



## 第10節 看護従事者対策

### 1 看護従事者数の推移

#### 保健師・助産師・看護師・准看護師就業者数

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第33条の規定に基づき、業務に従事する保健師、助産師、看護師又は准看護師は、隔年12月末現在における氏名、住所その他を就業地の都道府県知事に届け出ることとなっている。

#### 就業状況の推移

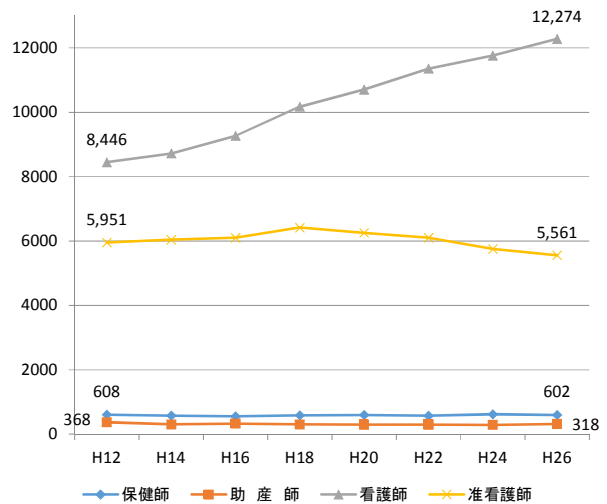
平成26年12月末現在の就業者数は、18,755人であり、職種別に見ると保健師602人、助産師318人、看護師12,274人、准看護師5,561人である。

就業状況の推移を年次別で見ると、保健師は年により多少の増減があるが、看護師は年々増加しており、平成12年に比べ約45%の増となっている。

助産師は産科医療機関の減少に伴い、年々減少していたが、平成26年は増加している。また、准看護師は平成20年に初めて前回の調査を下回り、その後減少している。

なお、看護師、准看護師の割合は、昭和53年を境に逆転し、看護師の占める割合は准看護師を上回っている。

保健師・助産師・看護師・准看護師就業者数

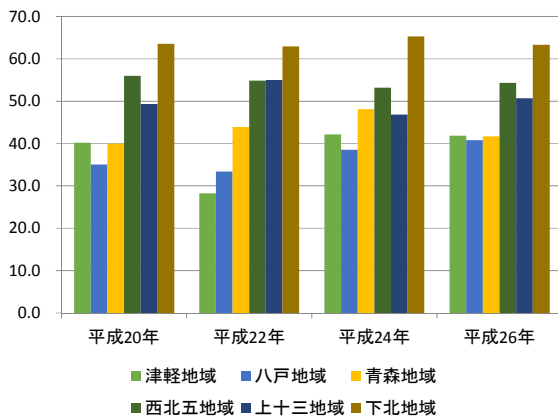


#### 地域別就業状況

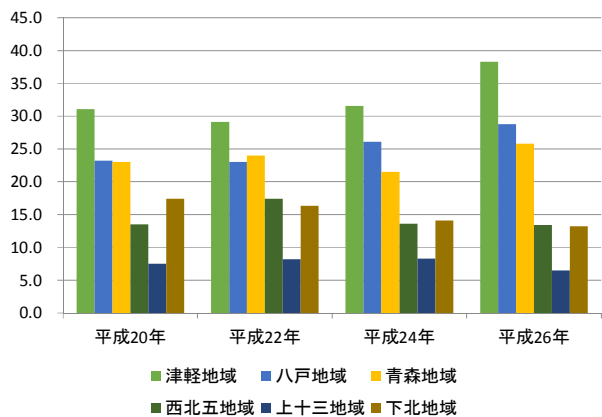
保健師の地域分布については、下北地域が10万人当たりで63.3人で最も多く、西北五地域の54.3人がこれに次いでいる。

助産師については、津軽地域が38.3人で最も多く、八戸地域の28.8人がこれに次いでいる。看護師については、津軽地域の1,166.3人が最も多く西北五地域、上十三地域、下北地域では県平均を下回っている。准看護師についても、津軽地域が512.6人と最も多く、八戸地域の422.0人がこれに次いでいる。

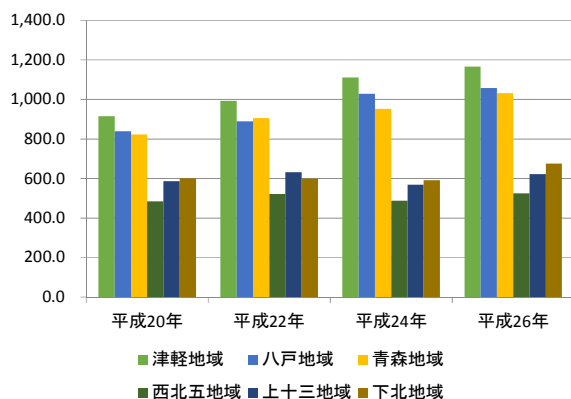
地域別保健師就業者数(人口10万対)



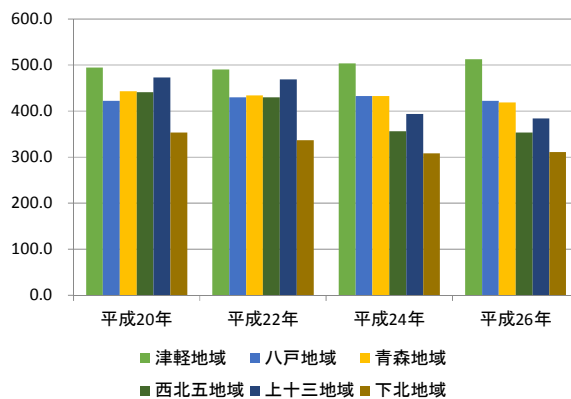
地域別助産師就業者数(人口10万対)



地域別看護師就業者数(人口10万対)



地域別准看護師就業者数(人口10万対)



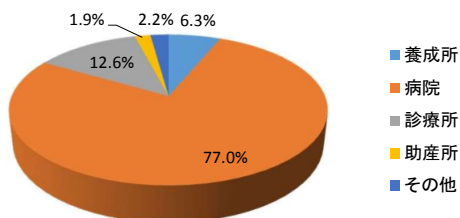
就業場所別就業状況

平成26年12月末の助産師の就業場所別の割合は、病院77.0%、診療所12.6%、養成所6.3%となっている。

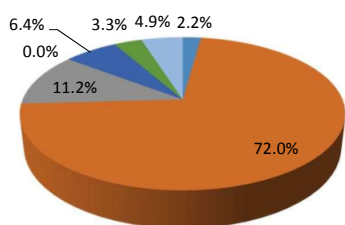
看護師の就業場所別の割合は、病院72.0%、診療所11.2%であり、約8割が医療機関勤務となっている。

また、准看護師の就業場所別の割合は、病院29.1%、診療所37.8%、介護老人保健施設22.2%となっている。

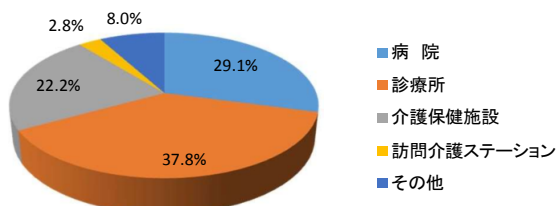
助産師就業場所(H26年12月末現在)



看護師就業場所(H26年12月末現在)



准看護師就業場所(H26年12月末現在)



## 2 看護師等学校養成所

### 養成所の状況

平成27年4月現在の県内学校養成所の入学定員数は、保健師・看護師統合カリキュラム380人、助産師課程20人、短期大学(3年)80人、看護師3年課程90人、看護師2年課程190人、5年一貫課程80人、准看護師課程235人であり、養成比率は看護師77.7%、准看護師22.3%となっている。

## 3 看護職員確保対策

### 青森県看護師等サポートプログラム

県内の看護職員のワーク・ライフ・バランスを実現しつつ、ライフステージに応じてキャリアアップしながら働き続けられるよう支援していくため、平成25年10月に看護師等養成機関、医療機関、関係団体及び関係行政機関等で構成する「青森県看護師等確保推進会議」を新たに設置し、平成26年3月に「青森県看護師等サポートプログラム」を策定した。

サポートプログラムでは、「県内就労の支援」、「キャリアアップ応援」、「魅力ある職場づくり」を掲げ、平成26年度以降、このプログラムに基づき、総合的かつ一体的な取組を推進していくこととしている。

### 県内就労の支援

#### 修学資金貸与事業

県内における看護師等の定着を図るため、看護職員養成施設の在学学生に対し、修学資金の貸与を行っている。

#### ナースセンター事業

未就業看護職員の就業促進に必要な事業、看護業務等のPR事業及び訪問看護に従事する者の資質の向上や訪問看護の実施に必要な支援事業を行い、医療機関等の看護職員の不足解消及び在宅医療の推進に寄与することを目的に、公益社団法人青森県看護協会に委託し、ナースセンター事業を実施している。

### キャリアアップ応援

#### 看護師等養成所運営費補助

看護師等養成所の教育内容の向上を図るため、看護師等養成所に対し、専任教員の人件費、生徒教材費等運営に必要な経費の補助を行っている。

#### 新人看護職員研修事業

厚生労働省の新人看護職員研修ガイドラインに基づいた研修プログラムを作成し、新人看護職員に対する研修を実施している病院等に対して、研修に要する経費の一部を助成し、看護の質の向上及び離職防止を図ることを目的に、新人看護職員研修事業を実施している。

### 魅力ある職場づくり

#### 病院内保育所の設置

病院内保育所を設置する病院に対し、工事費又は工事請負費等の必要な経費の補助を行っている。



青森県看護師等サポートプログラム

青森県健康福祉部医療薬務課

青森県と関係機関が密接に連携し、県内で就業する看護職員をサポートします。

キャリアパス	あこがれ	受験・入学	進路決定	結婚・出産・子育て	離職・潜在看護職
	中高生		看護学生	看護職員 新人 中堅 ベテラン	
1 県内就労の支援	高校生の1日看護体験・進路説明会 (県看護協会・医療機関) 体験学習受入 (医療機関) 出前講座、出前トーク (医療機関・養成校・県看護協会・県) オープンキャンパス (養成校)	就職相談会 (医療機関・福祉関係機関・養成校・県) インターンシップ (医療機関・福祉関係機関) 施設紹介 (医療機関・福祉関係機関) 修学資金貸与 (県・養成校)	ナースセンター (県看護協会・県) 無料職業紹介、働き方・進路相談 潜在看護職の掘り起こし (県看護協会・県) 再就業支援 (医療機関・福祉関係機関・県看護協会・県) U・ターン促進 (県・各関係機関)		
2 キャリアアップ応援		実習指導者養成 (医療機関・県看護協会・県) 看護教員養成 (養成校・県) 養成所運営費補助 (県)	新人看護職員研修 (医療機関・福祉関係機関・県) 認定看護師養成 (県・医療機関・大学) 実践能力に応じたキャリアアップのための継続研修 (県看護協会・県・医療機関・福祉関係機関) 新人看護職員研修責任者研修 (県・県看護協会・医療機関・福祉関係機関) 訪問看護の推進 (県・県看護協会・医療機関・福祉関係機関) 他病院等との人事交流 (医療機関・福祉関係機関)		
3 魅力ある職場づくり			ワーク・ライフ・バランス推進 (医療機関・福祉関係機関・県看護協会・県) 新人看護職員の離職防止 (医療機関・福祉関係機関・県看護協会・県) 処遇改善 (医療機関・福祉関係機関) 病院内保育所等の設置 (医療機関・福祉関係機関) 医療労務管理相談コーナー (労働局)		
支援体制	青森県看護師等確保推進会議 看護師等養成校連絡部会				

青森県看護師等サポートプログラム達成目標

【平成32年末まで】

1 県内就労の支援	看護師等学校養成所の卒業生県内就業率 62.1% → 76% (全国平均) (現状) 平成24年度に県内の看護師等学校養成所を卒業した看護学生の県内就業率 (目標) 看護師等学校養成所を卒業した看護学生の各都道府県内就業率の全国平均値 (平成23年度) ※平成24年度県内就業数548人 → 平成31年度県内就業数670人 (年間約2.3% (20.2人) 増加×6年≒122人) ナースバンクの斡旋による就職数 183人 → 300人 (現状) 平成24年度ナースバンク就職数 183人 (目標) 20人/年就職数を増やすことを目標として120人/6年 183人+120人≒300人
2 キャリアアップ応援	認定看護師数 135人 → 385人 (250人増) (現状) 平成26年2月20日現在の青森県の認定看護師登録者数 135人 (目標) 平成25年度看護師等確保に係る実態調査結果より病院が今後必要と考える認定看護師数 250人 看護教員養成講習会未受講者 19人 → 0人 (現状) 平成25年度4月現在の看護師等養成所の専任教員 (80人) のうち、看護教員養成講習会未受講の教員数 (目標) 看護教員養成講習会未受講の専任教員をなくす
3 魅力ある職場づくり	新人看護職員離職率 8.7% → 2.7% 常勤看護職員離職率 8.5% → 3.9% (現状) 「看護職の需給及び離職率状況調査」の離職率 (平成25年度青森県ナースセンター調べ) ※県内1,128施設 (病院、診療所、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、訪問看護ステーション、市町村) を対象に調査したもので、有効回収率42.9% (目標) 過去5年の離職率でもっとも良い数値を目標値とした 平成22年新人看護職員離職率 2.7% 平成21年常勤看護職員離職率 3.9%

※なお、達成目標は暫定的なものであり、第6次青森県看護職員需給見通しを策定する際に、平成32年12月末までの目標として再設定することとする。

## 第11節 薬剤師確保対策

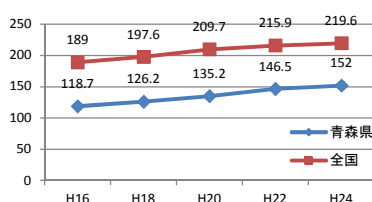
### 1 事業目的

より質の高い地域医療サービスの提供のため、地域医療に携わる薬剤師の確保が必要であるため、本県に就業する薬剤師を確保するための事業を実施するものである。

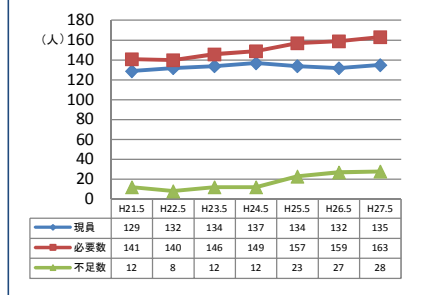
### 2 本県の概況

- ① 青森県の人口10万人あたりの薬剤師数は、全国平均の219.6人より3割少ない152.0人で、全国47都道府県中第46位と2番目に少なく、薬剤師の不足感が強い。
- ② 多くの自治体病院で薬剤師が不足しているとするなど、医療現場での不足感が強い。
- ③ 薬剤師不足薬局が半数を超える地区があるなど、地域による偏在が見られる。

人口10万人あたりの薬剤師数



県内自治体病院の運営上必要な薬剤師数



保健所管内別薬局薬剤師数等 H24.7現在

保健所	薬局数	薬剤師不足薬局数	不足薬局率 (%)
東地方	163	26	16.0
弘前	146	41	28.1
八戸	137	39	28.5
五所川原	51	19	37.3
上十三	66	14	21.2
むつ	21	11	52.3
県全体	584	150	25.7

### 3 実施事業

#### ① 就職情報誌アブレイズの発行

青森県内の薬剤師の仕事を紹介した情報誌を発行し、これを薬科系大学を通じ本県出身薬学生に配布・情報発信を行う。

#### ② 県出身薬学生が多い大学への訪問

直接、薬学生に本県の魅力や薬剤師の就業環境等を説明し、本県への就職検討を促す。

#### ③ 青森県薬剤師会との協力

就職情報誌の作成、大学訪問、薬学生の職場見学等に協力して対応する。

#### ④ 薬剤師不足薬局に対する薬剤師充足の指導

薬事監視の際に薬剤師の不足が判明した場合等は、薬剤師の確保を強力に指導する。

## 第12節 医療施設等指導監督

### 1 病院等医療監視

病院、診療所が医療法その他の法令に規定された人員及び構造設備を有し、県民に科学的かつ適正な医療を提供するにふさわしいものとするを趣旨として、毎年度、病院立入検査要綱等に基づき立入検査を行っている。

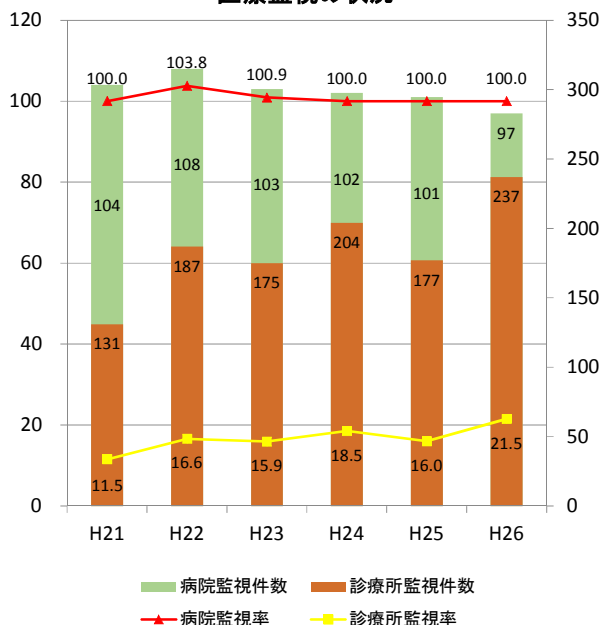
#### (1) 病院

- 病院は、県内97の全病院に対し立入検査を実施した。
- 検査の結果、医療法等による不適合事項の主な内容については、医師等の医療従事者が医療法の標準人員に満たないものとして不適合事項全体を占めている。

#### (2) 診療所（歯科を含む）

- 診療所は、弘前、八戸の各保健所は管内診療所60か所、その他の保健所は30%を目標に実施した。
- 検査の結果、医療法等による不適合事項の主な内容については、職員健康診断、麻薬及び毒劇薬等の医薬品の取扱い、医薬品及び医療機器の安全管理体制等の不備に係る項目である。

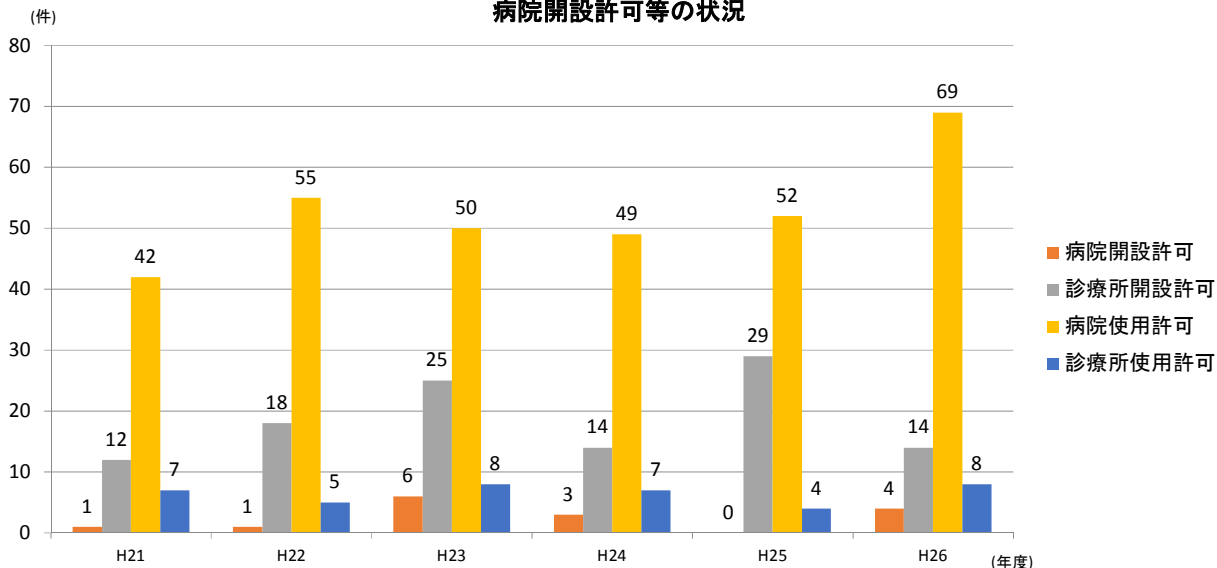
医療監視の状況



### 2 病院開設許可等

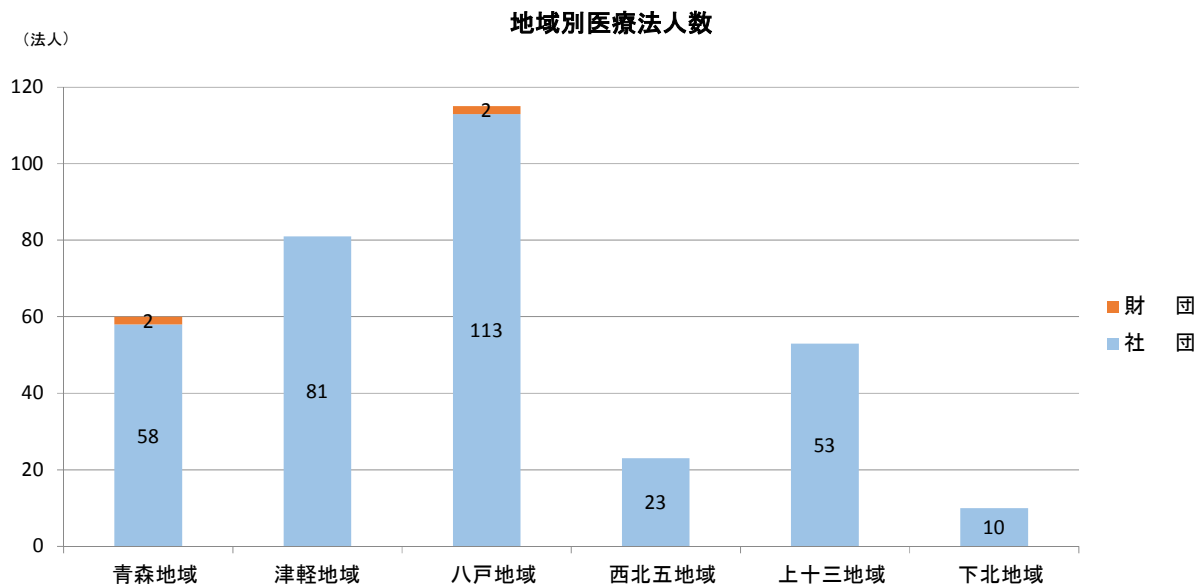
- 医療法に基づく病院の開設許可等の状況は次のとおりである。
- 病院については、新規に係る開設許可はないが、4施設が移転に係るものである。
- 診療所については、14施設が新規開設、移転又は医療法人化に伴う転換に係るものである。
- 病院、患者を入院させるための施設を有する診療所については、新規に開設又は構造用途等を変更した場合に、病室、患者が使用する廊下等の主要構造の設備基準の適否を確認するための使用前検査を行っている。

病院開設許可等の状況



### 3 医療法人設立状況

- 地域別の法人数は、6圏域で医療法人社団が338法人、医療法人財団が4法人の合わせて342法人が設立されている。
- 医療法人の設立及び解散については、青森県医療審議会医療法人部会において、年3回審議され認可している。
- 医療法人の設立及び解散に係る認可の状況として、平成24年度～26年度の直近3年間では、それぞれ4～5件で推移している。



### 4 医療安全支援センター

#### (1) 医療安全支援センターの概要

##### 医療安全支援センターとは

医療法（昭和23年法律第205号）第6条の13の規定に基づき、都道府県、保健所を設置する市及び特別区に設置されており、本県では平成16年に設置している。

##### 医療安全支援センターの目的

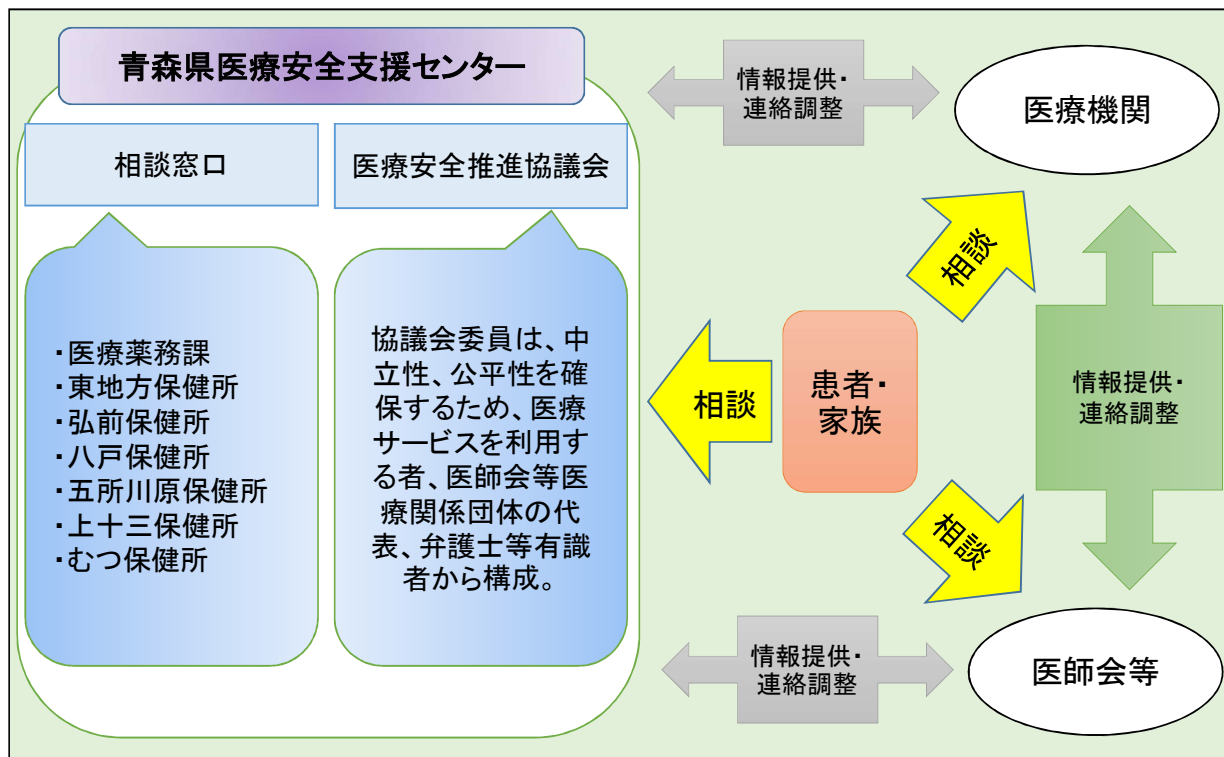
医療に関する患者・家族の苦情・心配や相談に迅速に対応し、医療機関への情報提供、指導等を実施する体制の整備により医療の安全と信頼を高めるとともに、医療機関に患者・家族等の相談等の情報を提供することを通じて、医療機関における患者サービスの向上を図る。

##### 医療安全支援センターの主な業務

1. 患者・住民からの苦情や相談への対応（相談窓口の設置）
2. 医療安全推進協議会の開催
3. 患者・住民からの相談等に適切に対応するために行う、関係する機関、団体等との連絡調整
4. 医療安全の確保に関する必要な情報の収集及び提供
5. 研修会の受講等によるセンターの職員の資質の向上
6. 医療安全の確保に関する必要な相談事例の収集、分析及び情報提供
7. 医療安全施策の普及・啓発



(2) 医療安全支援センターの体制



第13節 試験免許の実施

1 試験及び免許事務

准看護師、登録販売者試験及び毒物劇物取扱者試験を実施している。  
 また、厚生労働省免許（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士及び視能訓練士）交付申請等の進達関係事務を行っている。

2 准看護師試験

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、少なくとも年1回は准看護師試験を実施することとされている。  
 同法第25条の規定により、都道府県に准看護師試験委員を置くこととされており、同委員に関し必要な事項は、青森県附属機関に関する条例で定められている。  
 試験委員は、医師、看護師等学校養成所の教員、学識経験者などで構成される。

### 3 登録販売者試験

登録販売者試験は、一般用医薬品のうち第2類医薬品及び第3類医薬品に係る情報提供を行うことができる資質を有しているかを確認するために、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第36条の8第1項の規定に基づき都道府県知事が実施している試験であり、試験に合格し都道府県へ登録した者は薬局、店舗販売業において上記医薬品に係る情報提供を行うことができる。

### 4 毒物劇物取扱者試験

毒物劇物取扱者試験は、毒物及び劇物取締法第7条に係る毒物又は劇物を直接に取り扱う営業所等において、毒物及び劇物による保健衛生上の危害の防止にあたる者となるための試験であり、同法第8条第1項に基づき実施している。

## 第14節 薬務衛生対策

### 1 薬事対策

<目的>

医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質、有効性及び安全性を確保し、県民の生命の安全及び健康の保持増進を図る。

#### 医薬品等の許認可

- ・医薬品等製造販売業及び医薬品等製造業の許可・承認の適切な審査及びGMP査察等を実施する。
- ・薬局及び医薬品販売業の許可・届出の適切な審査及び施設調査を実施する。

#### 薬事監視指導取締

- ・医薬品等取扱施設に対する監視指導を行い、無承認無許可品、不良品、不正表示品等の流通や不適正な販売を防止する。
- ・通常監視の他、一斉監視や集中監視を実施する。

#### その他の対策

- ・緊急ワクチン対策事業
- ・緊急医薬品供給対策事業
- ・薬剤師確保対策事業
- ・後発医薬品安心使用促進事業

### 2 毒物劇物対策

<目的>

毒物及び劇物による危害防止を図り、県民の生命の安全を守る。

#### 毒物劇物営業者の登録等

- ・毒物劇物製造業、毒物劇物販売業等の登録・届出の適切な審査及び施設調査を実施する。

#### 毒物劇物監視指導取締

- ・毒物劇物営業者及び取扱施設等に対する監視指導を行い、無登録品、不良品、不正表示品等の流通や不適正な販売を防止する。

### 3 麻薬・覚せい剤等対策

<目的>

麻薬や向精神薬等是有用性が大きい反面、乱用目的で使用されることにより社会的に大きな弊害をもたらすこととなるため、薬物乱用を未然に防ぐことにより、県民の生命の安全を守り保健衛生上の危害を防止する。

#### 麻薬取扱者免許等

- ・麻薬取扱者免許申請・届出の適切な審査を実施する。
- ・覚せい剤取扱者、向精神薬取扱者等の指定申請・届出の適切な審査を実施する。

#### 麻薬等取締り対策

- ・麻薬、覚せい剤、向精神薬取扱施設等に対する監視指導を行い、正規ルートからの麻薬等の不正流出を防止する。
- ・自生大麻、不正けしの巡回指導及び除去を行い、不正使用の未然防止を図る。

#### 薬物乱用防止対策

- ・副知事を本部長とする青森県薬物乱用防止対策本部を設置し、関係団体による総合的な対策を実施する。
- ・保護司、民生委員、薬剤師等約400名に青森県薬物乱用防止指導員を委嘱。地域の集会、中学・高校の薬物乱用防止教室の講師を務めるなどの各種啓発活動等を実施する。
- ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(毎年6/20～7/19)を展開し、期間中にヤング街頭キャンペーンを実施する。

### 4 献血対策

<目的>

血液製剤を必要とする患者に対し安定的に血液製剤を供給し適正な医療の確保を図るため、献血思想の普及を図り献血者を確保する。

#### 献血事業の推進

- ・献血推進計画を策定し計画に基づいた施策を実施する。平成27年度目標 献血者49,700人 献血量19,588L。
- ・各種媒体を用いての広報啓発を実施する。(パンフレット作成配布、フリーペーパーへの広告掲載など)
- ・学生ボランティアで構成する青森県学生献血推進連絡会を組織し、学生献血キャンペーンの実施や学校献血での献血呼びかけなどを実施する。
- ・献血理解者等に対し青森県献血推進員を委嘱し、推進員は各種献血推進活動を展開。推進員に対しては研修会を実施する。
- ・日頃積極的に献血運動に協力いただいている個人・団体に知事感謝状を贈呈し感謝の意を表するとともに、広く県民に献血への理解と協力を求めるため、献血感謝の集いを開催する。

#### 血液製剤の適正使用対策

- ・輸血療法委員会合同会議の活動を通し、医療機関における血液製剤の管理体制の整備や血液製剤の使用状況の把握を行う。
- ・医療従事者対象に輸血療法安全対策に関する講演会を実施し、血液製剤の適正な使用を推進する。

### 5 臓器移植及び骨髄移植対策

<目的>

移植医療に対する理解を深め、移植医療を適正に実施する。

#### (1) 臓器移植関係業務

##### 意識向上と意思表示促進

- ・教育機関に対する出前講座の実施。
- ・腎臓バンクセミナーの実施。
- ・健康まつりへの出展。
- ・市民公開講座の実施。
- ・タクシー協会へのステッカー配布する等の広報啓発活動を実施。

##### これまでの実績等

- ・青森県内における脳死下での臓器提供  
過去4例：H14年8月、H19年9月、H23年6月、H24年1月  
うちH23年6月は家族の承諾によるもの  
他3例は患者本人のカードによる意思表示によるもの
- ・県内の腎臓移植希望登録者数：119人(H27.3.31現在)
- ・県内医療機関の院内臓器移植コーディネーター：14施設32人(H27.3.31現在)

#### (2) 骨髄移植関係業務

- ・赤十字血液センターと連携した広報啓発の実施及び骨髄提供希望者の登録受付業務。
- ・市民公開講座骨髄移植を知ろう実行委員会(患者家族会等で構成)活動への協力。
- ・公益財団法人日本骨髄バンクから委嘱された骨髄バンク登録説明員の活動への協力。

青森県内の骨髄提供希望者数  
6,733人(H27.3.31現在)  
提供希望累計患者数  
252人(H27.3.31現在)

#### ○平成21年7月の臓器移植法の改正

- ・平成22年1月17日から、臓器提供の意思表示に併せて、書面により親族への臓器の優先提供の意思表示が可能となった。
- ・平成22年7月17日から、本人の臓器提供の意思が不明の場合でも、家族の承諾により臓器提供が可能となると同時に、家族の書面による承諾により15才未満の方からの脳死下での臓器提供も可能となった。

#### ○移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律(平成24年9月12日公布 平成26年1月1日施行)

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図り、造血幹細胞移植を円滑かつ適正に実施する。

第1表 病院、診療所の施設数（各年10月1日現在）

年	区分	病 院	一般診療所	歯科診療所	合 計
平成20		105	938	570	1,613
21		104	936	570	1,610
22		104	932	572	1,608
23		102	903	560	1,565
24		102	893	563	1,558
25		101	896	556	1,553
	全国 (25)	8,540	100,528	68,701	177,769
人 口 10万対	全 国 (25)	6.7	79.0	54.0	139.0
	青森県 (25)	7.6	67.1	41.6	116.3

資料 「医療施設調査」 (厚生労働省)

第2表 病院、診療所の病床数（各年10月1日現在）

年	区分	病 院 の 病 床 数					一般 診療所の 病床数	
		総 数	病 床 種 別 内 訳					
			療養病床	一般病床	精神病床	結核病床		感染症病床
平成20		18,879	2,841	11,287	4,619	112	20	3,981
21		18,654	2,829	11,108	4,585	112	20	3,843
22		18,494	2,868	10,953	4,577	76	20	3,744
23		18,300	2,856	10,743	4,615	66	20	3,602
24		18,058	2,799	10,610	4,563	66	20	3,445
25		17,916	2,806	10,513	4,511	66	20	3,169
	全国 (25)	1,633,772	328,195	897,380	399,780	6,595	1,822	121,342
人口10 万対 (25)	全 国	1,236.3	257.8	704.9	266.9	5.2	1.4	95.3
	青森県	1,342.0	210.2	787.5	337.9	4.9	1.5	237.4

第3表 病院の病床利用率

(単位：%)

年	区分	総 数	内 訳				
			療養病床	一般病床	精神病床	結核病床	感染症病床
平成20		79.5	90.1	74.8	86.1	25.3	0.0
21		79.5	91.4	74.0	87.3	21.4	0.0
22		79.9	91.8	74.4	87.4	25.0	-
23		79.2	91.3	73.5	86.2	30.0	-
24		78.8	90.7	73.0	85.7	29.9	-
25		77.9	89.1	72.0	86.0	25.4	-
	全 国 (25)	81.0	89.9	75.5	88.1	34.3	3.0

資料 「病院報告」 (厚生労働省)

※「-」は病床があるが、計上する数値がない場合

第4表 医師・歯科医師数（医療施設従事、人口10万対）、年次別（各年12月末現在）

年次 (平成)	医 師				歯 科 医 師			
	青 森 県		全 国		青 森 県		全 国	
	医療施設 に従事	人 口 10万対	医療施設 に従事	人 口 10万対	医療施設 に従事	人 口 10万対	医療施設 に従事	人 口 10万対
2	2,174	146.6	203,797	164.9	604	40.7	72,087	58.3
4	2,230	151.5	211,498	169.9	627	42.6	75,628	60.8
6	2,249	152.9	220,853	176.6	671	45.6	79,091	63.3
8	2,298	155.0	230,297	183.0	697	47.0	83,403	66.3
10	2,340	158.3	236,933	187.3	721	48.8	85,669	67.7
12	2,374	160.9	243,201	191.6	709	48.0	88,410	69.7
14	2,421	164.8	249,574	195.8	745	50.7	90,499	71.0
16	2,381	164.0	256,668	201.0	744	51.2	92,696	72.6
18	2,426	170.5	263,540	206.3	758	53.3	94,593	74.0
20	2,428	174.4	271,897	212.9	759	54.5	96,674	75.7
22	2,505	182.4	280,431	219.0	754	54.9	98,723	77.1
24	2,491	184.5	288,850	226.5	756	56.0	99,659	78.2

資料「医師・歯科医師・薬剤師調査」（厚生労働省）

※従業地別による確定数

第5表 医師・歯科医師数（総数、人口10万対）

区分	年	平成20年		平成22年		平成24年	
		総 数	人口10万対	総 数	人口10万対	総 数	人口10万対
医 師	総 数	2,563	184.1	2,636	191.9	2,639	195.5
	津軽地域	888	287.5	925	302.9	915	305.0
	八戸地域	563	165.6	583	173.8	568	171.6
	青森地域	625	188.8	637	195.7	673	210.1
	西北五地域	149	100.5	157	109.2	154	110.4
	上十三地域	225	120.7	221	120.3	221	122.1
	下北地域	113	140.7	113	142.1	108	138.3
歯科医師	総 数	789	56.7	781	56.9	787	58.3
	津軽地域	206	66.7	206	67.5	208	69.3
	八戸地域	185	54.4	189	56.3	193	58.3
	青森地域	203	61.3	194	59.6	191	59.6
	西北五地域	65	43.8	64	44.5	60	43.0
	上十三地域	94	50.4	94	51.2	101	55.8
	下北地域	36	44.8	34	42.7	34	43.5

資料「医師・歯科医師・薬剤師調査」（厚生労働省）

第6表 歯科衛生士・歯科技工士就業者数（各年末現在）

年	区 分	実数	
		歯科衛生士	歯科技工士
平成16		533	605
18		646	576
20		699	582
22		703	591
24		803	593
	全国(24)	108,123	34,613
	人 口		
	10万対		
	全 国(24)	84.8	27.1
	青森県(24)	59.5	43.9

資料「衛生行政報告例」（厚生労働省）

第7表 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師就業者数（各年末現在）

年	区分	あん摩マ ッサージ指 圧師	はり師	きゅう師	柔道整復師
平成16		669	413	397	423
18		669	427	409	425
20		574	383	365	442
22		572	400	377	475
24		577	392	376	438
全国 (24)		109,309	100,881	99,118	58,573
人口 10万対	全国(24)	85.7	79.1	77.7	45.9
	青森県(24)	42.7	29	27.9	32.4

資料 「衛生行政報告例」（厚生労働省）

第8表 救急認定医療機関（平成27年4月1日現在）

区分	開設者 独立行政 法人等	県立	市町村・一 部事務組合	日赤	私立	計
病院	4	1	23	1	19	48
診療所					2	2

第9表 救急告示医療機関（平成27年4月1日現在）

保健医療圏名	津軽地域	八戸地域	青森地域	西北五地域	上十三地域	下北地域
	14	12	13	3	6	2
医療機関名	○国立病院機構弘前病院 ○弘前市立病院 弘前中央病院 ○健生病院 弘前メディカルセンター ○弘愛会病院 ○弘前小野病院 弘前大学医学部附属病院 弘前脳卒中・リハビリテーションセン ター 黒石病院 大鰐病院 ときわ会病院 板柳中央病院 鳴海病院	○八戸市立市民病院 ○八戸赤十字病院 ○八戸城北病院 八戸平和病院 ○青森労災病院 ○メディカルコート 八戸西病院 おいらせ病院 三戸中央病院 五戸総合病院 名川病院 南部病院 はらのへハートセンター クリニック	○青森県中央病院 ○青森市民病院 青森慈恵会病院 青森厚生病院 ○近藤病院 ○あおもり協立病院 佐藤病院 村上新町病院 青森市立浪岡病院 国立病院機構青森病院 平内中央病院 外ヶ浜中央病院 神外科胃腸科医院	○つがる総合病院 かなぎ病院 鱈ヶ沢病院	○十和田市立中央病院 十和田第一病院 ○三沢市立三沢病院 ○公立七戸病院 公立野辺地病院 六戸町国民健康保険病院	○つがる総合病院 大間病院

※「○」は、病院群輪番制参加病院

第10表 休日夜間急患センター（平成27年4月1日現在）

名称	開設者	開設年月日	診療科	診療時間
青森市急病センター	青森市	昭和53年9月11日	内科 外科 小児科	休日 12時～18時 毎夜間 19時～23時
弘前市急患診療所	弘前市	昭和51年12月24日 (昭和61年12月7日移転)	内科 小児科	休日 10時～16時 毎夜間 19時分～ 22時30分
八戸市休日夜間急病 診療所	八戸市	昭和60年11月1日	内科 小児科 外科	休日 12時～18時 毎夜間 19時～23時

第11表 在宅当番医制（平成27年4月1日現在）

実施場所 (実施主体)	実施年月	診療科	診療時間
青森市 (青森市医師会)	昭和53年1月	内科、外科、整形外科、小児科	休日 9時～13時 毎夜間 18時～23時
弘前市 (弘前市医師会)	昭和51年12月	内科、外科、眼科、耳鼻咽喉科	休日 10時～16時 毎夜間 19時～22時30分
八戸市 (八戸市医師会)	昭和35年7月	内科、外科、整形外科	休日 9時～18時 毎夜間 19時～23時
黒石市 (南黒医師会)	昭和53年4月	内科、外科、小児科、婦人科、 眼科、耳鼻咽喉科、整形外科	休日 9時～15時
五所川原市 (西北五医師会)	昭和52年10月 (平成16年4～9 月を除く)	内科、外科、整形外科、胃腸 科、小児科、婦人科	休日 9時～17時
十和田市 (上十三医師会)	昭和52年10月	内科、外科、小児科、整形外 科、産婦人科	休日 9時～17時
三沢市 (上十三医師会)	昭和55年1月	内科、外科、産婦人科、小児 科、耳鼻科、泌尿器科	
むつ市 (むつ下北医師会)	昭和55年12月	内科、外科、小児科、産婦人 科、眼科、脳神経外科、整形外 科、耳鼻咽喉科、泌尿器科	休日 19時～22時

第12表 病院群輪番制

【救急病院】計19病院（平成27年4月1日現在）

地域名	実施年月日	参加病院	診療科	診療日及び診療時間
青森地域	昭和55年 6月1日	青森県立中央病院	内科系	毎夜間 16時45分～ 翌朝8時30分 休日 8時～翌朝8時
		青森市民病院		
		医療法人 近藤病院	外科系	
		青森保健生活協同組合あおもり協立病院		
津軽地域	昭和54年 2月19日	独立行政法人国立病院機構 弘前病院	内科系	毎夜間 17時～翌朝8時 休日 8時～翌朝8時
		弘前市立病院		
		津軽保健生活協同組合 健生病院	外科系	
		医療法人弘愛会 弘愛会病院		
		弘前小野病院		
八戸地域	昭和60年 11月1日	八戸市立市民病院	内科系	毎夜間 16時30分～ 翌朝8時30分 休日 8時～ 翌朝8時30分
		八戸赤十字病院(日赤)		
		医療法人豊仁会 八戸城北病院	外科系	
		公益財団法人シルバーリハビリテーション 協会メディカルコート八戸西病院		
		労働者健康福祉機構 青森労災病院		
西北五地域	平成10年 4月1日	つがる西北五広域連合つがる総合病院	内科系	毎夜間 17時～翌朝8時 休日 8時～翌朝8時
			外科系	
上十三地域	昭和56年 9月1日	十和田市立中央病院	内科系	毎夜間 17時～翌朝8時 休日 8時～翌朝8時
		中部上北広域事業組合 公立七戸病院	外科系	
		三沢市立三沢病院		
下北地域	昭和57年 6月1日	一部事務組合下北医療センターむつ総合病院	内科系 外科系	毎夜間 17時～ 翌朝8時30分 休日 8時30分～ 翌朝8時30分

第13表 医療機関応需率（年平均）

（単位：％）

区分	青森地域	津軽地域	八戸地域	西北五地域	上十三地域	下北地域
休日(10時)	45	43	49	36	83	100
平日(10時)	52	50	62	37	83	100

※1. 医療機関応需率は、それぞれの時刻において、次の算式により算出したものである。

（応需可能診療科目数÷延登録診療科目数×100）

※2. 数値は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの平均値であり、平成26年度救急医療情報システム統計資料年報（青森県医師会作成）による。

第14表 ドクターヘリ運航実績

（単位：件）

年度	出動要請事案数	不出動事案数	出動事案数		
			患者接触	要請元キャンセル	小計
平成20年度	5	1	4	0	4
21	257	23	222	12	234
22	394	42	338	14	352
23	532	94	385	53	438
24	623	83	469	71	540
25	846	129	649	68	717
26	967	101	778	88	866

※「不出動」の理由…天候不良、運用時間外（日没間際等）の要請、重複要請

第15表 平成26年度ドクターヘリ3県連携の実施状況

		出動要請した県			対応件数
		青森県	岩手県	秋田県	
出動した	青森県	9	3	12	
	岩手県	1	6	7	
	秋田県	1	1	1	
		1	10	9	20

※うち、新ルールによる出動は、秋田県の要請で岩手県が出動した3件。

第16表 基幹災害拠点病院・地域災害拠点病院指定状況

No	区分	2次保健医療圏名	医療機関名	指定年月日	病床数	ヘリポートの状況		
						敷地の内外	区分	病院からの距離
1	基幹		青森県立中央病院	平成9年8月29日	694	内	-	-
2	基幹		弘前大学医学部附属病院	平成27年9月29日	644	内	-	-
3	地域	青森地域	青森市民病院	平成9年8月29日	538	外	臨時	2km
4	地域	津軽地域	弘前市立病院	平成9年8月29日	250	外	臨時	2km
5	地域	津軽地域	黒石市国保黒石病院	平成9年8月29日	290	外	臨時	300m
6	地域	八戸地域	八戸市立市民病院	平成9年8月29日	608	内	-	-
7	地域	西北五地域	つがる西北五広域連合つがる総合病院	平成9年8月29日	438	外	臨時	800m
8	地域	上十三地域	十和田市立中央病院	平成9年8月29日	379	外	臨時	200m
9	地域	下北地域	一部事務組合下北医療センターむつ総合病院	平成9年8月29日	434	外	臨時	2.5km

※ 地域災害拠点病院は、圏域内500床を目途に確保することとし、津軽地域保健医療圏では2病院を指定。



第17表 DMAT指定病院（平成27年4月1日現在）

NO	病院名	チーム数
1	青森県立中央病院	1
2	青森市民病院	1
3	弘前市立病院	1
4	弘前大学医学部附属病院	3
5	黒石市国民健康保険黒石病院	1
6	八戸市立市民病院	1
7	八戸赤十字病院	1
8	つがる西北五広域連合つがる総合病院	1
9	十和田市立中央病院	1
10	一部事務組合下北医療センターむつ総合病院	1
計	10病院	12

第18表 総合・地域周産期母子医療センター病床数（平成27年4月現在）

医療機関名	施設名	MFICU (母体・胎児 集中治療室)	NICU (新生児 集中治療室)	GCU (回復室)
総合周産期母子医療センター	青森県立中央病院	9	15	12
地域周産期母子医療センター	青森市民病院	—	7	8
	八戸市民病院	6	6	8
	国立病院機構弘前病院	—	3	10
	むつ総合病院	—	—	—

※一般産科病床 24

第19表 産婦人科医師数の推移（平成27年4月現在）

	H16	H18	H20	H22	H24
全国	13,915	13,470	13,239	13,617	13,991
青森県	130	123	119	119	115

資料「医師、歯科医師、薬剤師調査」（厚生労働省）

第20表 小児医師数の推移（平成27年4月現在）

	H16	H18	H20	H22	H24
全国	14,667	14,700	15,236	15,870	16,340
青森県	144	136	140	137	130

資料「医師、歯科医師、薬剤師調査」（厚生労働省）

第21表 小児救急電話相談実績

年 度	地 域 別 件 数							合 計
	津 軽	青 森	八 戸	西北五	上十三	下 北	その他・ 不明	
平成24年度	442	1,072	822	185	294	130	32	2,977
25	498	1,244	880	200	403	154	23	3,402
26	625	1,335	992	244	492	195	27	3,910

第22表 在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所の届出施設数

区 分	地域毎の届出施設数							人口10万対施設数	
	津軽	八戸	青森	西北五	上十三	下北	合計	青森県	全国
在宅療養支援病院	2	0	0	0	0	0	2	0.14	0.41
在宅療養支援診療所	35	13	29	4	5	2	88	5.8	10.1

資料 地域毎の届出施設数：平成24年12月1日 東北厚生局HP「施設基準の届出受理状況」

人口10万対施設数：平成23年7月「保険局医療課データ」

第23表 人口10万対でみた医療施設従事医師数 (単位:人)

年度 区分	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年
本県	164	170.5	174.4	182.4	184.5
全国	201	206.3	212.9	219	226.5

資料「医師・歯科医師・薬剤師調査」(厚生労働省)

第24表 自治医科大学の入学生及び卒業生の状況 (単位:人)

年度 区分	平成 ~16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	計
入学生	74	3	2	2	3	2	3	2	3	2	3	2	101
卒業生	62	2	2	2	3	2	3	2	2	2	2	4	88

※平成27年度卒業生は、現6年生の数である。

第25表 自治医科大学卒業医師の勤務先等の状況 (平成27年5月1日現在)

勤務先等	人員(人)	勤務先等	人員(人)
国保大間病院	6	三戸中央病院	5
国保外ヶ浜中央病院	1	国保田子診療所	1
国保小泊診療所	1	研修等	7
		計	21

第26表 医師修学資金貸与制度の実績 (単位:人)

事業名	区分	年度(平成)	19	20	21	22	23	24	25	26	27	累計
青森県医師修学 資金貸与事業 (平成11年度~)	新規被貸与者		3	3	2	1	0	3	2	3	3	89
	継続被貸与者		32	26	21	15	10	7	5	5	6	
	計		35	29	23	16	10	10	7	8	9	
青森県医師確保 特別対策事業費 (入学生対策) 補助 (平成17年度~)	弘前大学医学部(通常入学特別枠)		19	22	28	29	31	31	30	29	29	
	新規被貸与者		5	5	5	5	5	5	5	5	5	60
	継続被貸与者		14	17	23	24	26	26	25	24	24	
	弘前大学医学部(通常入学一般枠)		31	47	59	77	84	94	100	104	109	
	新規被貸与者		10	16	13	20	18	20	19	20	19	177
	継続被貸与者		21	31	46	57	66	74	81	84	90	
	弘前大学医学部(学士枠)		12	16	19	24	23	24	20	16	13	
	新規被貸与者		5	5	5	9	5	5	2	2	1	47
	継続被貸与者		7	11	14	15	18	19	18	14	12	
	計		62	85	106	130	138	149	150	149	151	
新規被貸与者		20	26	23	34	28	30	26	27	25	284	
継続被貸与者		42	59	83	96	110	119	124	122	126		

※弘前大学医学部生を対象とした「青森県医師確保特別対策事業費(入学生対策)補助」の実施に伴い、「青森県医師修学資金貸与事業」は平成17年度の新規分から県外医学部・医科大学に在学する本県出身者を対象としている。

第27表 臨床研修医採用等の推移及び出身内訳

(単位:人)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
募集人員	120	115	120	129	133	130	132	133	147
中間発表	53	61	49	57	63	69	66	68	81
マッチング	61	62	59	62	69	69	76	71	89
採用	53	63	62	66	70	65	72	69	93
<採用内訳>									
弘前大学	29	40	35	43	34	37	41	47	62
青森県出身	18	19	15	21	19	20	27	36	42
他県出身	11	21	20	22	15	17	14	11	20
県外大学	24	23	27	23	36	28	31	22	31
青森県出身	18	13	11	10	13	8	8	6	13
他県出身	6	10	16	13	23	20	23	16	18

第28表 青森県の臨床研修病院数と臨床研修医数（平成27年4月1日現在）

年度(平成)	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
臨床研修病院数	12	12	13	13	13	13	13	13	13	
臨床研修医数 (人)	1年次	53	63	62	66	70	65	72	69	93
	2年次	50	53	63	63	64	70	66	77	69
	計	103	116	125	129	134	135	138	146	162

第29表 「ドクタートーク」参加者数

年度(平成)	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
参加者数(人)	223	203	321	305	70	92	116	113	152	192

第30表 「医療チュートリアル体験」参加者延数

年度(平成)	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
参加者数(人)	165	189	140	128	117	136	171	192	206	148

※H26から医師志望者に限定。

第31表 本県高校生の医学部医学科合格者数

(単位：人)

区分	H16.3	H17.3	H18.3	H19.3	H20.3	H21.3	H22.3	H23.3	H24.3	H25.3	H26.3	H27.3
弘前大学	23	26	24	22	39	42	46	40	41	42	46	44
その他大学	19	21	16	15	33	40	30	41	32	50	40	39
計	42	47	40	37	72	82	76	81	73	92	86	83

※H18.3以前は医療薬務課調べ、H19.3以降は学校教育課調べ

第32表 保健師・助産師・看護師・准看護師就業者数（年次別）

(単位：人)

	保健師	助産師	看護師	准看護師	合計
平成14年	581	302	8,723	6,043	15,649
16	556	333	9,267	6,102	16,258
18	589	301	10,170	6,417	17,477
20	601	299	10,701	6,254	17,855
22	571	297	11,354	6,102	18,324
24	621	288	11,758	5,751	18,418
26	602	318	12,274	5,561	18,755

第33表 地域別就業状況（実人員、人口10万対）

（単位：人）

		平成22年		平成24年		平成26年	
		実人員	人口10万対	実人員	人口10万対	実人員	人口10万対
保健師	津 軽 地 域	86	28.2	120	42.1	117	41.8
	八 戸 地 域	112	33.4	118	38.5	123	40.8
	青 森 地 域	143	43.9	154	48.1	131	41.7
	西 北 五 地 域	79	54.9	82	53.2	81	54.3
	上 十 三 地 域	101	55.0	96	46.8	102	50.7
	下 北 地 域	50	62.9	51	65.3	48	63.3
	総 数	571	41.6	621	46.0	602	45.6
	全 国	45,028	35.2	47,279	37.1	48,452	38.1
助産師	津 軽 地 域	89	29.1	90	31.6	107	38.3
	八 戸 地 域	77	23.0	80	26.1	87	28.8
	青 森 地 域	78	24.0	69	21.5	81	25.8
	西 北 五 地 域	25	17.4	21	13.6	20	13.4
	上 十 三 地 域	15	8.2	17	8.3	13	6.5
	下 北 地 域	13	16.3	11	14.1	10	13.2
	総 数	297	21.6	288	21.3	318	24.1
	全 国	29,672	23.2	31,835	25.0	33,956	26.7
看護師	津 軽 地 域	3,033	993.3	3,169	1,111.0	3,263	1,166.3
	八 戸 地 域	2,982	889.0	3,158	1,029.1	3,224	1,058.2
	青 森 地 域	2,949	906.1	3,049	951.9	3,241	1,032.2
	西 北 五 地 域	750	521.5	754	488.9	782	524.0
	上 十 三 地 域	1,163	632.9	1,166	568.4	1,252	621.7
	下 北 地 域	477	599.7	462	591.6	512	675.4
	総 数	11,354	826.7	11,758	871.0	12,274	929.1
	全 国	952,723	744.0	1,015,744	796.6	1,086,779	855.2
准看護師	津 軽 地 域	1,499	490.9	1,438	504.1	1,434	512.6
	八 戸 地 域	1,441	429.6	1,329	433.1	1,273	422.0
	青 森 地 域	1,414	434.5	1,385	432.4	1,316	419.1
	西 北 五 地 域	618	429.7	550	356.6	528	353.8
	上 十 三 地 域	862	469.1	808	393.9	774	384.3
	下 北 地 域	268	336.9	241	308.6	236	311.3
	総 数	6,102	444.3	5,751	426.0	5,561	421.0
	全 国	368,148	287.5	357,777	280.6	340,153	267.7

※県人口は推計人口（10月1日）を使用。

第34表 就業場所推移

[助産師] (各12月末現在)

年次	養成所	病院	診療所	助産所			保健所	その他	計
				開設者	従事	出張			
平成18	15	233	38	6	—	3	2	4	301
20	15	220	45	2	—	2	1	14	299
22	19	224	41	4	1	3	1	4	297
24	18	223	35	2	1	3	—	6	288
26	20	245	40	4	0	2	—	7	318

[看護師]

年次	養成所	病院	診療所	保健所	介護保健施設	訪問看護ステーション	その他	計
平成18	(7)	(372)	(16)	5	(22)	(2)	(9)	(428)
20	198	7,314	1,210	4	819	315	309	10,170
22	(11)	(427)	(13)	5	(25)	(6)	(12)	(494)
24	222	7,681	1,254	4	714	336	490	10,701
26	(15)	(506)	(20)	5	(28)	(6)	(8)	(583)
	276	8,183	1,299	5	800	355	436	11,354
24	(19)	(574)	(20)	6	(35)	(7)	(12)	(667)
26	291	8,415	1,362	6	759	395	530	11,758
	(17)	(703)	(25)	3	(39)	(8)	(8)	(800)
	267	8,834	1,371	3	788	406	605	12,274

[准看護師]

年次	養成所	病院	診療所	保健所	介護保健施設	訪問介護ステーション	その他	計
平成18	1	(236)	(68)	—	(96)	(2)	(14)	(416)
20	—	2,135	2,514	—	1,436	105	226	6,417
22	—	(248)	(45)	1	(74)	(5)	(24)	(396)
24	—	2,085	2,461	1	1,216	111	380	6,254
26	—	(261)	(80)	2	(89)	(5)	(15)	(450)
	—	1,966	2,347	2	1,392	118	277	6,102
24	—	(230)	(61)	2	(92)	(8)	(19)	(410)
26	—	1,733	2,235	2	1,297	150	334	5,751
	—	(230)	(66)	2	(74)	(6)	(40)	(416)
	—	1,620	2,101	2	1,235	157	446	5,561

※ ( ) は男性の再掲

第35表 学校・養成所の入学定員数(平成27年4月現在)

区分	助産師		看護師										定員合計		
			保健師・看護師統合カリキュラム		短期大学		3年課程		2年課程		5年一貫課程			2年課程	
	校数	定員	校数	定員	校数	定員	校数	定員	校数	定員	校数	定員		校数	定員
国立大学法人	(1)	(10)	1	80 (20)											80
学校法人			3	200	1	80						1	40		320
独立行政法人 国立病院機構							1	40							40
県立	(1)	(10)	1	100 [10]								1	40		140
市町村立									3	130					130
医師会立									1	40				3	160
その他							1	50	1	20				3	75
計	(2)	(20)	5	380 [10]	1	80	2	90	5	190	2	80	6	235	1,055 [10]

※1 ( ) は大学の選択コース

※2 [ ] は3年編入定員

表36表 看護師等修学資金貸与人員

(単位：人)

区分	平成21年度	22	23	24	25	26
合計	55	51	53	55	51	53
新規	計	25	25	25	25	25
	保健師	0	0	0	0	0
	助産師	0	0	0	0	0
	看護師	13	13	10	13	12
	准看護師	12	12	15	12	13
継続	計	30	26	28	30	28
	看護師	18	17	19	14	14
	准看護師	12	9	9	16	12

第37表 看護師等養成所運営費補助状況

(単位：校、千円)

平成	看護師 (3年課程)		看護師 (2年課程)		准看護師		計	
	全日制		定時制		民間			
	民間		民間		民間			
	施設	補助額	施設	補助額	施設	補助額	施設	補助額
21	1	17,143	2	20,024	6	51,107	9	88,274
22	1	17,304	2	20,009	6	51,468	9	88,781
23	1	16,876	2	20,698	6	50,384	9	87,958
24	1	16,832	2	20,626	6	50,164	9	87,622
25	1	17,010	2	20,506	6	49,898	9	87,414
26	1	16,876	2	22,800	6	55,863	9	95,539

第38表 医療監視の状況

区分	病院			診療所		
	対象数	実施件数	監視率(%)	対象数	実施件数	監視率(%)
平成21年度	104	104	100.0	1,139	131	11.5
22	104	108	103.8	1,124	187	16.6
23	102	103	100.9	1,104	175	15.9
24	102	102	100.0	1,102	204	18.5
25	101	101	100.0	1,104	177	16.0
26	97	97	100.0	1,101	237	21.5

第39表 病院開設許可等

区分	開設許可		使用許可	
	病院	診療所	病院	診療所
平成21年度	1	12	42	7
22	1	18	55	5
23	6	25	50	8
24	3	14	49	7
25	0	29	52	4
26	4	14	69	8

第40表 医療法人（平成26年度末）

圏域名	医療法人数		
	社 団	財 団	計
青森地域	58 (1)	2	60 (1)
津軽地域	81 (1)		81 (1)
八戸地域	113 (3)	2	115 (3)
西北五地域	23		23
上十三地域	53		53
下北地域	10		10
計	338 (5)	4 (0)	342 (5)

※厚生労働省所管の医療法人数を（ ）に再掲

第41表 医療相談件数

年度	平成20	21	22	23	24	25	26
件数	208	268	236	221	250	203	302

第42表 平成26年度准看護師試験実施結果

区 分	実施月日	出願者数(人)	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率(%)
准看護師	2月9日	569	567	559	98.6

第43表 平成26年度知事免許交付関係事務処理状況

区 分	免許交付件数	籍訂正・書換件数	再交付件数	抹消件数	計
准看護師	307	200	62	2	571

第44表 平成26年度登録販売者試験実施結果

区 分	実施月日	出願者数(人)	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率(%)
登録販売者	8月27日	262	256	118	46.1

第45表 平成26年度毒物劇物取扱者試験実施結果

区 分	実施月日	出願者数(人)	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率(%)
一 般	9月10日	202	184	58	31.5
農業用	9月10日	98	95	20	21.1
特定品目	9月10日	0	0	0	0

第46表 保健所別薬局・医薬品販売業等業者数（平成27年3月31日現在）

保健所名	医薬品等製造販売業		医薬品等製造業		医療機器修理業	薬局	卸売	店舗	旧薬種商	特例	配置販売	医療機器販売業 賃貸業	
	専業	薬局	専業	薬局								高度管理	管理
東地方	2	0	1	0	34	11	69	5	1	2	9	179	673
弘 前	3	10	11	10	25	154	34	70	3	0	11	143	565
八 戸	1	17	8	17	25	139	42	84	2	2	14	185	651
五所川原	1	2	1	2	1	61	7	35	0	1	13	49	209
上十三	0	6	4	6	4	68	11	44	2	0	7	62	356
む つ	1	4	2	4	4	23	7	21	0	1	0	32	129
合 計	8	39	27	39	93	456	170	259	8	6	54	650	2,583
備 考	うち化粧品2 医療機器2		うち部外品2 化粧品3 医療機器11										

第47表 薬局等の施設数の推移

業種別	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
薬 局	583	581	584	447	456
店舗販売業	325	272	247	249	259
卸売販売業	106	154	168	170	170
旧薬種商販売業	10	9	8	8	8
計	1,024	1,016	1,007	874	893

第48表 薬事監視件数及び違反発見件数

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
監視対象数	1,674	1,773	1,775	1,679	1,719
監視件数 (%)	694(41.5)	651(36.7)	645(36.3)	493(29.4)	578(33.6)
違反発見件数 (%)	327(47.1)	209(32.1)	348(54.0)	242(49.1)	285(49.3)

第49表 業種別薬事監視状況

区 分	平成26年度実績				
	監視対象数	監視件数	監視率 (%)	違反発見件数	違反率 (%)
医薬品等製造販売業	8	4	50.0	1	25.0
医薬品等製造業	27	7	25.9	2	28.6
医療機器修理業	96	42	43.8	14	33.3
薬局医薬品製造業	39	11	28.2	3	27.3
薬 局	456	180	39.5	136	75.6
店舗販売業	259	79	30.5	53	67.1
卸売販売業	170	68	40.0	21	30.9
旧薬種商販売業	8	2	25.0	2	100.0
特例販売業	6	0	0.0	0	0.0
高度管理医療機器等販売貸貸業	650	185	28.5	53	28.6
計	1,719	578	33.6	285	49.3

第50表 保険薬局数の推移 (各年4月)

区 分	平成22年	23年	24年	25年	26年	27年
保険薬局数	564	569	573	577	597	601

第51表 医薬分業率 (処方せん受付率) の推移

区 分	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
総処方せん枚数	9,489,270	9,643,370	9,600,756	9,606,350	9,678,946
処方せん受取率 (%)	70.6	72.9	74.1	75.5	78.0
同全国平均 (%)	63.1	64.6	65.1	67.0	68.7

第52表 毒物劇物営業者及び毒物劇物の業務上取扱者 (平成27年3月31日現在)

保健所名	毒物劇物製造業	毒物劇物販売業			業務上取扱者	特定毒物研究者	特定毒物使用者	計
		一 般	農 業 用	特 定				
東地方	0	5	7	0	0	4	1	17
弘 前	4	89	94	8	18	2	2	217
八 戸	4	132	79	13	9	6	3	246
五所川原	0	28	61	4	2	0	0	95
上十三	3	69	85	5	0	1	1	164
む つ	0	30	8	3	0	0	0	41
計	11	353	334	33	29	13	7	780
備 考	うち輸入業 1 (上十三)							



第53表 毒物劇物監視件数及び違反発見件数

区 分	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
監視対象数	783	785	783	784	780
監視件数(%)	222(28.4)	237(30.2)	217(27.7)	159(20.3)	223(28.6)
違反発見件数(%)	84(37.8)	80(33.8)	99(45.6)	53(33.3)	93(41.7)

第54表 業種別毒物劇物監視状況

区 分	平成26年度実績					
	監視対象数	監視件数	監視率(%)	違反発見件数	違反率(%)	
製造業・輸入業	11	1	9.1	0	0.0	
販売業	一 般	353	103	29.2	32	31.1
	農業用品目	334	105	31.4	54	51.4
	特定品目	33	9	27.3	4	44.4
業務上取扱者	29	4	13.8	3	75.0	
特定毒物研究者	13	1	7.7	0	0.0	
特定毒物使用者	7	0	0.0	0	0.0	
計	780	223	28.6	93	41.7	

第55表 保健所別麻薬業務所数（平成27年3月31日現在）

(単位：件)

種別	麻 薬				覚せい剤		覚せい剤原料		大麻
	卸売	小売	診療施設	研究	施用機関	研究	取扱者	研究	研究
東地方	6	139	148(25)	3	1	5	7		2
弘 前	5	128	154(22)	13	1		8		
八 戸	5	137	123(25)				8		
五所川原	1	47	43(7)				2		
上十三	2	56	66(12)	3			2		
む つ	3	19	30(8)	2			3		
計	22	504	564	21	2	5	30	0	2

※「診療施設」欄の( )内の値は、病院数(老健含む)の内数である。

第56表 麻薬関係施設立入検査実施状況（平成26年度実績）

業 種	対象業務所数	監視件数	監視率(%)	違反発見件数	
麻薬卸売業者	22	25	113.6	1	
麻薬小売業者	528	199	37.7	21	
麻薬診療施設	病院	99	130	131.3	23
	一般診療所	411	97	23.6	24
	歯科診療所	0	—	—	—
	飼育動物診療施設	54	7	13	1
	小計	564	234	41.5	48
麻薬研究者	21	2	9.5	0	
大麻研究者	2	0	0	0	
合 計	1,137	460	40.5	70	

第57表 向精神薬関係施設監視状況（平成26年度）

業 種		対象業務所数	監視件数	監視率 (%)	違反発見件数
向精神薬卸売業者		0	—	—	—
免許みなし卸売販売業者		153	27	17.6	0
免許みなし薬局		614	187	30.5	4
向精神薬小売業者		0	—	—	—
小 計		767	214	27.9	4
病院等	病 院	154	120	77.9	0
	一般診療所	897	139	15.5	5
	歯科診療所	557	69	12.4	0
	飼育動物診療施設	168	2	1.2	0
	小 計	1,776	330	18.6	5
向精神薬試験研究施設		9	0	0	0
合 計		2,552	544	21.3	9

第58表 覚せい剤関係施設監視状況（平成26年度）

業 種		対象業務所数	監視件数	監視率 (%)	違反発見件数
覚せい剤	大臣指定の施用機関	1	0	0	0
	知事指定の施用機関	1	0	0	0
	覚せい剤研究者	5	0	0	0
	小 計	7	0	0	0
覚せい剤原料	覚せい剤原料取扱者	30	21	70	1
	覚せい剤原料研究者	0	—	—	—
	業務上取扱える者※	2,390	504	21.1	13
	小 計	2,420	525	21.7	14
合 計		2,427	525	21.6	14

※ 業務上取扱える者とは、覚せい剤取締法第32条第2項の規定が適用される者で、厚生労働大臣又は青森県知事の指定を受けていない者をいう。

第59表 自生大麻、植えてはいけないけし除去状況

区 分		24年度	25年度	26年度
大 麻	除去箇所数	257か所	202か所	180か所
	除去延日数	41日	35日	29日
	除去本数	410,312本	288,329本	77,357本
け し	除去箇所数	385か所	354か所	241か所
	除去延日数	50日	64日	50日
	除去本数	22,210本	24,615本	8,460本

第60表 シンナー等有機溶剤乱用行為の検挙・補導状況

(単位：人)

区分		年別	平成21年	22年	23年	24年	25年	26年
総 数			0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)
少年総数			0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)
内 訳	学 生	小学生	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
		中学生	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
		高校生	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
		大学生・その他	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
		計	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	有職少年			0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)
	無職少年			0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
成人総数			0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	

※ ( ) 内の数値は、女性の数の内訳を示す。(県警本部少年課調)

第61表 献血者数の推移

年度	区分	献血者数（人）、構成比率				献血量（ℓ）
		200ml献血	400ml献血	成分献血	計	
平成22年度		8,195 (14.0%)	33,624 (57.6%)	16,559 (28.4%)	58,378	22,066.9
23		6,969 (12.4%)	33,840 (60.1%)	15,534 (27.6%)	56,343	21,517.1
24		7,881 (14.3%)	32,709 (59.5%)	14,363 (26.1%)	54,953	20,686.7
25		6,786 (12.5%)	33,899 (62.2%)	13,804 (25.3%)	54,489	20,899.1
26		3,993 (7.4%)	36,258 (67.5%)	13,514 (25.1%)	53,756	20,960.1

第62表 年齢別献血者数の推移

(単位：人)

区分	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
16歳～19歳	4,285	4,348	3,972	4,047	3,663
20歳～29歳	10,634	9,888	9,240	9,296	8,843
30歳～39歳	14,832	13,657	12,861	11,993	11,125
40歳～49歳	15,017	14,791	14,842	14,666	14,843
50歳～59歳	10,275	10,282	10,545	10,857	11,378
60歳～69歳	3,335	3,377	3,493	3,630	3,913
計	58,378	56,343	54,953	54,489	53,765

第63表 血液製剤県内供給本数の推移

[実本数] (単位：本)

年度	区分	全血製剤	成分製剤				合計
			赤血球製剤	血漿製剤	血小板製剤	小計	
平成22年度		0	40,803	8,921	9,444	59,168	59,168
23		0	39,798	8,293	8,572	56,663	56,663
24		0	39,450	7,670	9,158	56,278	56,278
25		1	36,593	7,184	9,383	53,160	53,161
26		0	41,198	7,754	9,677	58,629	58,629

[200ml換算本数] (単位：本)

年度	区分	全血製剤	成分製剤				合計
			赤血球製剤	血漿製剤	血小板製剤	小計	
平成22年度		0	73,221	29,384	96,045	198,650	198,650
23		0	72,485	28,002	86,646	187,133	187,133
24		0	70,992	26,040	92,040	189,072	189,072
25		1	67,379	23,979.5	94,300	185,658.5	185,659.5
26		0	68,518	23,957.5	90,370	182,846	182,845.5

第64表 薬剤師数（総数、人口10万対）

(単位：人、各年12月末)

年次	青森県		全国	
	総数	人口10万対	総数	人口10万対
平成 2	1,166	78.6	150,629	121.9
4	1,237	84.0	162,021	130.2
6	1,347	91.6	176,871	141.5
8	1,422	96.0	194,300	154.4
10	1,519	102.8	205,953	162.8
12	1,556	105.4	217,477	171.3
14	1,684	114.6	229,744	180.3
16	1,724	118.7	241,369	189.0
18	1,796	126.3	252,533	197.6
20	1,882	135.2	267,751	209.7
22	2,012	146.5	276,517	215.9
24	2,052	152.0	280,052	219.6

資料「医師・歯科医師・薬剤師調査」（厚生労働省）

第65表 地域別薬剤師数（総数、人口10万対）

(単位：人)

地域	平成20年		平成22年		平成24年	
	総数	人口10万対	総数	人口10万対	総数	人口10万対
総数	1,882	135.2	2,012	146.5	2,052	152.0
津軽地域	466	146.7	492	161.1	502	167.3
八戸地域	417	119.8	434	129.4	457	138.0
青森地域	588	172.7	656	201.6	649	202.6
西北五地域	112	72.1	117	81.4	131	93.9
上十三地域	216	112.8	233	126.8	228	126.0
下北地域	83	99.1	80	100.6	85	108.8

資料「医師・歯科医師・薬剤師調査」（厚生労働省）